

令和 2 年度

沖縄女子短期大学

自己点検・評価報告書

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	20
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	25
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	35
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	35
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	47
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	65
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	65
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	82
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	86
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	95
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	95
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	98
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	100

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、沖縄女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和4年3月10日

理事長

山内 彰

学長

平田 美紀

ALO

上原 健二

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学園は米国施政権下の昭和 41(1966)年 4 月に琉球政府より、県内唯一の女子教育機関として、学校法人（設立時は財団法人）嘉数女子学園沖縄女子短期大学、同附属高等学校の設置が認可された。学園創立者は、故嘉数昇・津子夫妻であり、初代理事長兼学長には、嘉数津子氏が就任した。開学時の設置学科は英語商業科第一部・第二部、家政科第二部で、創立者が設置していた那覇市松尾の文化服装学院を仮校舎に、附属高校と共用してスタートした。同年 11 月には、那覇市長田の新校舎が完成したため移転した。昭和 43(1968)年 12 月には、児童教育科第一部・第二部が設置認可され、昭和 46(1971)年 7 月には、学校法人しらゆり学園報恩幼稚園を本学附属幼稚園として合併し、同年 12 月には、英語商業科を商業科に変更した。

昭和 47(1972)年 5 月には、本土復帰により琉球政府で認可された学校は「沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の特別措置に関する政令」により学校教育法による学校として認可された。その後、時代の変遷の中で学科の改廃も行われ、商業科は平成 16(2004)年 4 月に総合ビジネス学科に学科名を変更し、平成 25(2013)年 4 月には、ビジネス心理コース、観光ホスピタリティコースが設置されている。

児童教育科第一部・第二部は統合され、昼夜開講制としての児童教育学科となり(平成 20(2008)年 12 月 24 日認可)、昼間主コース（初等教育クラス、心理教育クラス、福祉教育クラス）と夜間主コース（人間発達クラス）が設置されたが、その後、平成 26（2014）年度に夜間主コース（人間発達クラス）を廃止した。平成 21(2009)年 2 月には岐阜女子大学との姉妹校提携が締結され、本学卒業生は、本学校舎において遠隔授業により、小学校・幼稚園教諭一種免許状及び同専修免許状の取得が可能となっている。更に、令和元（2019）年から先行履修制度を導入し、中学校教諭二種免許状（英語もしくは国語）に加え、日本語教員資格の取得も可能となっている。また、平成 21(2009)年度からは教員免許状更新講習の実施校として認可を受けている。

平成 22(2010)年 3 月には財団法人短期大学基準協会による第三者評価適格認定を受けた。

平成 23(2011)年度には、本学の教職課程及び保育士養成課程を充実するために学生支援、教職員支援及び地域貢献等のために新しく教育実践支援センターを設立し、平成 25(2013)年 3 月には「教育実践研究支援センター」に名称を改め、協働研究校として、地域小学校との交流を図り、将来の教師を目指す学生の資質向上に力を入れている。

平成 25(2013)年 4 月には、本学と与那原町との間で大学設置移転に関する覚書が締結された。平成 26(2014)年 9 月に工事を着工し 1 年の工期を経て、平成 27(2015)年 9 月に引渡しを受け、平成 27(2015)年 10 月 1 日から新キャンパスで教育活動が行われている。

沖縄女子短期大学

< 学校法人の沿革 >

昭和 41(1966)年 4 月	財団法人 嘉数女子学園 沖縄女子短期大学・同附属高等学校設立認可。第一期生入学（英語商業科第一部・第二部 家政科第二部）
昭和 42(1967)年 6 月	法人名を学校法人 嘉数女子学園に変更
昭和 44(1969)年 8 月	嘉数女子学園 学寮竣工
昭和 46(1971)年 7 月	学校法人しらゆり学園報恩幼稚園を本学附属幼稚園として合併認可
12 月	英語商業科を商業科に学科名を変更
昭和 47(1972)年 3 月	商業科の課程認定認可
5 月	沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の特別措置に関する政令により学校教育法による短期大学として認可
昭和 58(1983)年 1 月	商業科第二部、家政科第二部学科廃止認可
平成 16(2004)年 4 月	商業科を総合ビジネス学科に学科名変更 総合ビジネス学科、児童教育科第一部に男子学生入学
平成 21(2009)年 3 月	沖縄女子短期大学附属高等学校を廃校
平成 23(2011)年 3 月	沖縄女子短期大学附属報恩幼稚園を廃園
平成 25(2013)年 4 月	大学移転に関する覚書締結（与那原町）
平成 26(2014)年 9 月	与那原町東浜に新校舎等建設着工
平成 27(2015)年 9 月	新キャンパス校舎等完成引渡式
12 月	与那原町、与那原町教育委員会と学校法人嘉数女子学園、沖縄女子短期大学との包括的な連携・協定に関する協定書締結 津波時における避難施設の使用に関する協定書締結
平成 28(2016)年 2 月	創立 50 周年記念式典・校舎落成式並びに祝賀会

< 短期大学の沿革 >

昭和 41(1966)年 4 月	財団法人 嘉数女子学園 沖縄女子短期大学設立認可。第一期生入学（英語商業科第一部・第二部 家政科第二部）
昭和 43(1968)年 12 月	児童教育科第一部・第二部設置認可

沖縄女子短期大学

昭和 62(1987)年 4 月	各科にコース制を導入。(商業科には「秘書コース」「ビジネス情報コース」、児童教育科には「初等教育コース」「幼児教育コース」「社会福祉コース」を導入)
平成 7(1995)年 7 月	沖縄県私立大学協会加盟大学間における単位互換協定締結
11 月	放送大学と本学間の単位互換協定締結 国際交流事業調印式 (ハワイ大学リーワード校)
平成 9(1997)年 7 月	ハワイ大学 7 コミュニティーカレッジズ夏期講習派遣
11 月	「児童厚生二級指導員」養成課程認定校として児童教育科第一部認可 ((財) 児童健全育成推進財団)
平成 11(1999)年 2 月	「医事管理士、医療管理秘書士」教育指定校として認可 (財) 日本病院管理教育協会
平成 14(2002)年 6 月	「ピアヘルパー」資格認定校として認可 (日本教育カウンセラー協会)
平成 15(2003)年 4 月	児童教育科第二部に男子学生入学
10 月	「児童厚生二級指導員」養成課程認定校として児童教育科第二部認可 (財) 児童健全育成推進財団
平成 16(2004)年 4 月	商業科を総合ビジネス学科に学科名変更 総合ビジネス学科、児童教育科第一部に男子学生入学
平成 17(2005)年 4 月	「プレゼンテーション実務士」「社会調査アシスタント」教育課程認定 全国大学実務教育協会
平成 19(2007)年 5 月	協働事業協定書締結 (那覇市教育委員会)
平成 20(2008)年 4 月	総合ビジネス学科に情報管理コース、ビジネス心理コースを設置
7 月	協働事業協定書締結 (南城市教育委員会)
12 月	児童教育学科 (昼夜開講制) 設置認可
平成 21(2009)年 2 月	姉妹校提携調印式 (岐阜女子大学)
6 月	保育支援ボランティア協定書締結 (那覇市)
10 月	協働事業協定書締結 (豊見城市教育委員会)
平成 22(2010)年 3 月	財団法人短期大学基準協会 第三者評価適格認定
平成 23(2011)年 4 月	収容定員増 教育実践支援センター (現 教育実践研究支援センター) 設置 総合ビジネス学科の両コースを総合ビジネスコースに統合
11 月	協働事業協定書締結 (糸満市教育委員会)

沖縄女子短期大学

平成 24(2012)年 7 月	児童教育科第一部、児童教育科第二部 廃止
11 月	協働事業協定書締結（八重瀬町教育委員会）
平成 25(2013)年 1 月	協働事業協定書締結（浦添市教育委員会）
4 月	総合ビジネス学科の総合ビジネスコースを廃止し、ビジネス心理コース、観光ホスピタリティコースを設置
4 月	「秘書士 [○] 」「ビジネス実務士 [○] 」「観光ビジネス実務士」教育課程認定（財）全国大学実務教育協会
4 月	大学移転に関する覚書締結（与那原町）
6 月	協働事業協定書締結（与那原町教育委員会）
3 月	教育実践支援センターを教育実践研究支援センターに名称変更
平成 26(2014)年 8 月	協働事業協定書締結（南部広域行政組合教育委員会）
平成 27(2015)年 2 月	協働事業協定書締結（浦添市教育委員会）
3 月	協働事業協定書締結（北中城村教育委員会）
10 月	与那原町東浜キャンパス移転・開学式
3 月	知念高等学校との高大連携事業に関する協定書締結
5 月	NPO 法人ヴィクサーレススポーツクラブとの包括的連携に関する協定書締結
10 月	坂村真民（詩人）詩碑建立
平成 29(2017)年 3 月	一般財団法人短期大学基準協会 第三者評価適格認定
平成 31(2019)年 3 月	児童教育学科 教職課程再課程認定
令和 2(2020)年 4 月	収容定員増

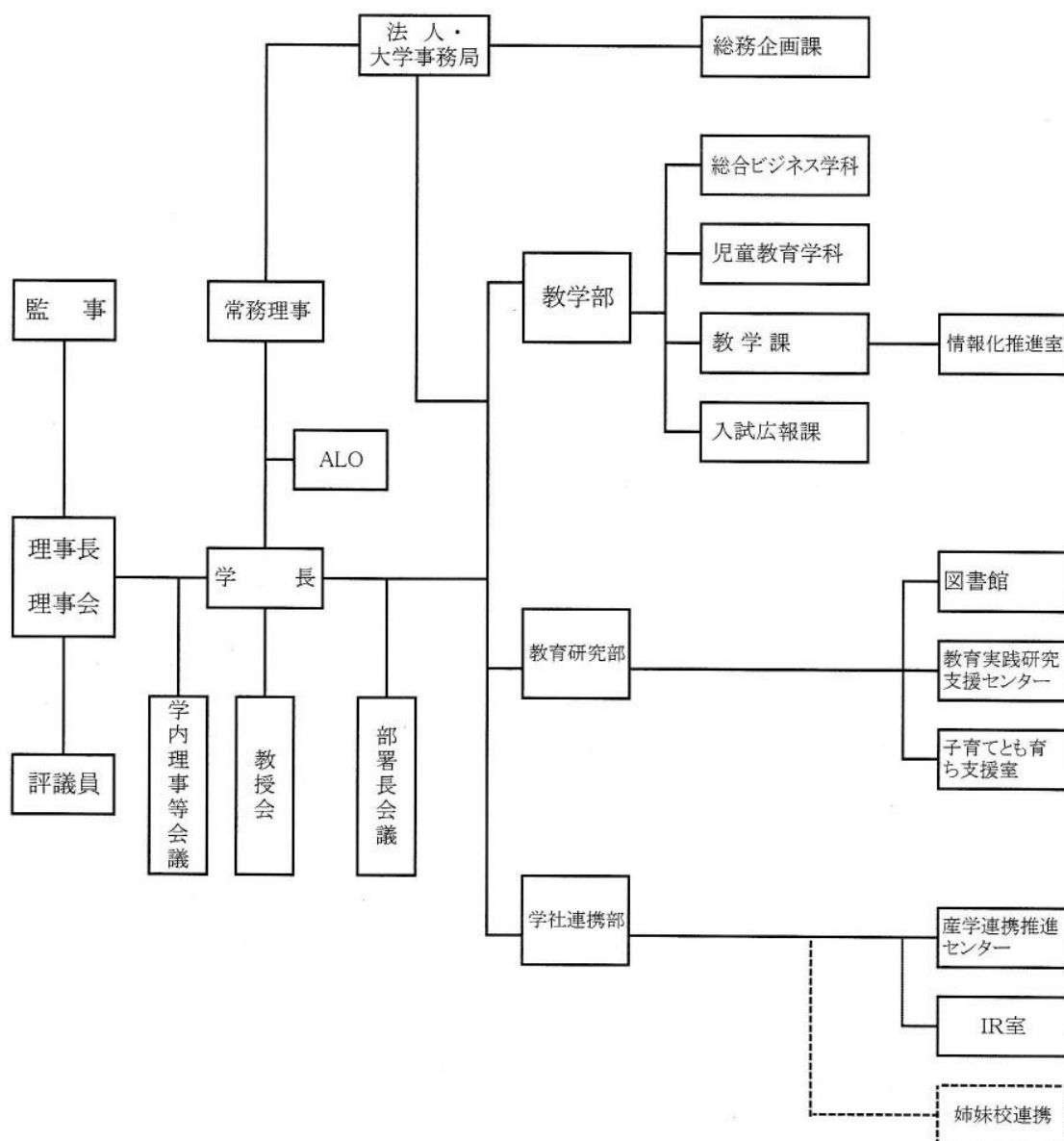
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 3（2021）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
沖縄女子短期大学	〒901-1304 沖縄県島尻郡与那原町東浜 1 番地	270	540	479

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和3（2021）年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- ## ■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年 度	平成 30 (2018) 年 度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
沖 縄 県	1,431	1,440	1,444	1,450	1,456
那 覇 市	321	319	318	317	322
与那原町	18	18	19	19	19

■ 单位：千人

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 28 (2016)年度		平成 29 (2017)年度		平成 30 (2018)年度		令和元年 (2019)年度		令和 2 年 (2020)年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北部（12 市町村） うるま市以北	20	7.4	15	5.7	4	1.5	10	4.0	8	3.3
中北部（5 市町 村） うるま市～北谷	59	21.7	56	21.5	51	18.5	56	22.1	51	21.3
中部西（2 市） 宜野湾、浦添市	38	14	22	8.4	31	11.3	24	9.5	33	13.8
中部東（3 村） 北中城、中城、西 原	18	6.6	15	5.7	22	8	26	10.3	15	6.3
南部西（3 市） 那覇、豊見城、糸 満	77	28.3	90	34.5	108	39.3	78	30.8	77	32.2
南部東（4 市町） 南風原、与那原 南城市、八重瀬	53	19.5	57	21.8	73	26.5	55	21.7	54	22.6
離島（12 市町村）	7	2.6	5	1.9	6	2.2	2	0.8	0	0.0
県外	1	0.4	1	0.4	1	0.4	2	0.8	1	0.4

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 2（2020）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

沖縄県は、国立大学法人琉球大学、沖縄科学技術大学院大学、国立沖縄工業高等専門学校、沖縄県立看護大学、沖縄県立芸術大学、公立名桜大学があり、私立 4 年制大学は、沖縄国際大学、沖縄大学、沖縄キリスト教学院大学、私立短期大学は沖縄キリスト教短期大学と本学の 2 校で計 11 の高等教育機関を有している。

全国的には 18 歳人口が減少の一途を辿り学生確保は厳しい状況にあるが、本学においては令和 2 年度に受験者のニーズを踏まえて総合ビジネス学科は 60 名から 70 名に、児童教育学科は 175 名から 200 名に定員増の認可を受けた。

また、本学の教職課程及び保育士養成課程を充実するために教育実践研究支援センターを設立し、学生支援、教職支援、地域貢献等のために地域との連携で協働事業の締結や教育内容の充実に努めている。

さらに、学生のさらなるキャリアアップのため 20 校余の大学と編入学指定校の提携をしている。特に、岐阜女子大学とは姉妹校の締結を結び、本学内に沖縄サテ

ライト校を設けており、編入学指定校推薦制度を活用し、本学卒業後も働きながら学べるよう環境を整えている。毎年 20 名以上の学生が岐阜女子大学へ編入学をしている。

その他、公開講座や出前講座、図書館の地域への開放等も行っている。今後も地域に開かれた大学として更なる充実を図っていく。

■ 地域社会の産業の状況

与那原町は、那覇市から東へ約 9km、沖縄本島南部の東海岸に位置し、中城湾に面している。南部と中部を結ぶ陸上の交通要衝である。歴史的には戦前には那覇から与那原町間に沖縄で初めての軽便鉄道が開通していた。

与那原町は「太陽と緑、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち・与那原町」をテーマとし、「東部地域の中核都市」の形成に向け、マリンタウン・プロジェクトによる住宅・商業・業務施設などの都市機能施設、マリーナ・緑地などの港湾施設が一体的に整備されている。

与那原町の人口は約 19,000 人余で、5 年前に比べ約 6 %増加している。

地域産業のうち、水産業のヒジキは町を代表する特産品であり、工業の沖縄赤瓦は首里城の屋根材として使用されるなど、県内生産量の 9 割を占めている。観光では、沖縄県の三大綱引きである「与那原大綱曳」が有名で町内外から多くの観客が訪れる。ヨットハーバーも整備されており、海洋レジャーも充実している。また大型 MICE 施設の計画も進行中であり、更なる人口増加と今後の発展が注目されている地域である。

与那原町に移転して整備された新校舎はユニバーサルデザインとなっており、「沖縄県福祉のまちづくり条例の適合証」を受けている。また海岸に近い立地であることから防災拠点の機能も兼ね備え「津波避難ビル」として与那原町から指定されている。

本学が移転してきたことにより、保育園、小学校から大学まで擁する教育環境が整い、与那原の活性化の一翼にもなっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5)課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
1 基準Ⅲ教育資源と財的資源〔テーマ A 人的資源〕 「非常勤教職員の就業規則が未整備のため整備することがのぞまれる。」 2 基準Ⅳリーダーシップとガバナンス〔テーマ A 理事長のリーダーシップ〕 「寄附行為に規定されている常任理事会が形骸化し、代わりに学内理事等会議が開催されている。寄附行為に合わせた運営を速やかに行うか、寄附行為の変更を行うか検討されたい。」
(b) 対策
1 非常勤教職員の就業規則を制定した。 2 学内理事等会議の実態に即して寄附行為の変更を行った。
(c) 成果
1 非常勤教職員の人事、労働条件等が明確になった。 2 寄附行為の変更を行ったことにより、指摘事項の改善を図るとともに、学内理事等会議の位置づけも明確になった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和3（2021）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関するこ と	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
2	卒業認定・学位授与の方針	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
3	教育課程編成・実施の方針	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
4	入学者受入れの方針	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai

5	教育研究上の基本組織に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	https://www.owjc.ac.jp/guide/koukai

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和 2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費を公正かつ適正に取扱うことを目的に、以下の規程等を平成 26 年度に整備し、これら規程等に基づき適正な執行管理ができるようになった。

- ① 科学研究費助成事業に係る事務取扱に関する規程
- ② 科学研究費補助金に係る間接経費の取扱要領
- ③ 沖縄女子短期大学における公的研究費の取扱に関する規程

また、上記の規程等を整備した際に、研究活動の不正防止に関する規程として、令和

元年度に以下の規程も併せて整備し、不正防止の管理体制等を明確にした。

①研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 本学では自己点検・評価推進委員会、自己点検・評価委員会の2つの組織がある。

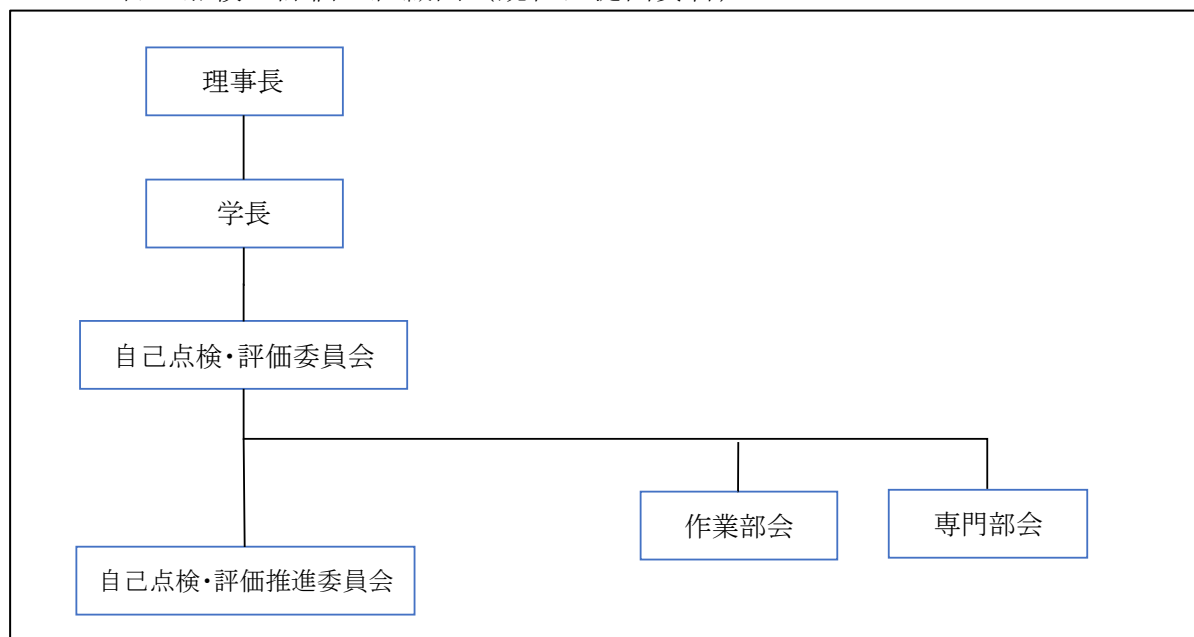
自己点検・評価推進委員会はAL0、評価員（※短期大学基準協会で定める「評価員候補者」を指す。以下、同じ）、総合ビジネス学科長、児童教育学科長、総務企画課長、教学課長、入試広報課長、その他委員会が必要と認める者として教育研究部長の8名で構成されており、AL0が委員長を務めている。自己点検・評価推進委員会の構成員は次のとおりである。

	職 名	氏名
委員長	AL0	上原 健二
委 員	評価員	金城 靖子
委 員	総合ビジネス学科長	波平 エリ子
委 員	児童教育学科長	砂川 麻世
委 員	総務企画課長	島袋 常義
委 員	教学課長	前里 めぐみ
委 員	入試広報課長	武良 裕介
委 員	教育研究部長（その他委員会が必要と認める者）	又吉 斎

自己点検・評価委員会構成員は学長、AL0、評価員、事務局長、教学部長、教育研究部長、学社連携部長、総合ビジネス学科長、児童教育学科長、事務局次長の10名で構成されており、委員長は学長が務めている。自己点検・評価委員会の構成員は次のとおりである。

	職 名	氏名
委員長	学 長	平田 美紀
委 員	AL0	上原 健二
委 員	評価員	金城 靖子
委 員	事務局長	宮國 克也
委 員	教学部長	廣瀬 真喜子
委 員	教育研究部長	又吉 斎
委 員	学社連携部長	渡久地 啓
委 員	総合ビジネス学科長	波平 エリ子
委 員	児童教育学科長	砂川 麻世
委 員	事務局次長	島袋 常義

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価推進委員会では主として自己点検・評価委員会で話し合うための議案の作成や点検・評価活動の進行について話し合っている。自己点検・評価推進委員会では、自己点検・評価報告書作成マニュアルを確認するとともに、他大学の自己点検・評価報告書を参考にしながら、自己点検・評価活動に必要な事項について、情報の提供及び共有を図っている。

各部署では、短期大学評価基準に従って点検・評価を行って報告書に取りまとめており、各部署で作成された自己点検・評価報告書の点検・編集作業を自己点検・評価推進委員会において行っている。

自己点検・評価委員会では自己点検・評価活動に関する事柄を中心に審議を行っている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

令和2年6月	自己点検・評価委員会（第1回）
令和2年7月	自己点検・評価推進委員会（第1回）
令和2年7月	自己点検・評価推進委員会（第2回） 令和2年度版自己点検・評価報告書の作成スケジュール、執筆分担の原案が示される
令和2年7月	自己点検・評価委員会（第2回） 令和2年度版自己点検・評価報告書の作成スケジュール、執筆分担案が示される
令和2年9月	自己点検・評価委員会（第3回）
令和3年2月	自己点検・評価推進委員会（第3回）
令和3年3月	自己点検・評価推進委員会（第4回）
令和3年4月	自己点検・評価委員会（第1回）
令和3年5月	自己点検・評価推進委員会（第1回）
令和3年5月	自己点検・評価推進委員会（第2回）
令和3年6月	自己点検・評価委員会（第2回）

沖縄女子短期大学

令和3年7月	自己点検・評価委員会（第3回）
令和3年10月	自己点検・評価推進委員会（第3回）
令和3年10月	自己点検・評価委員会（第4回）
令和3年12月	自己点検・評価推進委員会（第4回）
令和4年2月	自己点検・評価推進委員会（第5回） 自己点検・評価報告書原稿データ提出
令和4年2月	自己点検・評価委員会（第5回）
令和4年3月	自己点検・評価推進委員会（第6回）において 自己点検・評価報告書の加除修正箇所の確認を行う
令和4年3月	自己点検・評価委員会（第6回）において自己 点検・評価報告書の承認を得る。
令和4年3月	令和3年度第15回教授会で自己点検・評価報告 書の承認について報告する。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕

〔区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

(1) 本学は昭和 41(1966)年に嘉数昇・津子夫妻によって設立された。戦後、荒れ野となっていた国場の地に咲き誇る白百合の光景に感銘を受け、教育の復興の必要性を印象付けられた創始者夫妻は、特に今後の女子教育への思いを「しらゆりの如く 気品豊かで愛情こまやかな 温かみのある女子を教育する」という「建学の精神」へと発展させた。

その後、社会のニーズに応じて平成 15(2003)年度より男子学生の入学を可能としたが、これまでの女子教育に特化して作られた建学の精神が本学の実状と乖離していることから、建学の精神の見直しの必要性を確認した。平成 26(2014)年度、本学の歴史を鑑み、現行の建学の精神を尊重しつつ、本学の「教育の理念」「教育の目的・目標」との関連性を踏まえ、目指すべき方向性の観点から見直しを行い、建学の精神を改定した。その際、教育基本法、私立学校法に基づいた、地方の私立短期大学としての使命として自主性・独自性を担保させ、且つ公の高等教育機関としての使命を貫く観点も十分に考慮した。

平成 27(2015)年 4 月より適用された新たな建学の精神は「しらゆりの如く 気品と強さがあり 知性豊かで愛情あふれる人を教育する」であり、短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

(2) 教育基本法第 1 条（教育の目的）には、「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と謳われており、また、私立学校法第 1 条（この法律の目的）には「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と定められている。本学の建学の精神は、地方の私立短期大学における使命としての自主性・独自性を担保しつつ、且つ公の高等教育機関としての人材養成に適う使命を貫く観点も十分に考慮していることから、各法律等に基づいた公共性を有している。

(3) 本学の建学の精神は、入学志願者やその他学外の地域社会の人々に対して大学案内

のパンフレット、ウェブサイト等での発信に努めている。入学生や保護者などには入学式や卒業式における式辞などの際に表明している。なお、平成 27（2015）年 10 月に与那原町東浜へ移転した際には校舎の正面玄関にて常時掲示するなど、「建学の精神」がキャンパス全体から感じられる環境づくりに努めている。

(4)平成 28(2016)年度からは、学生たちが入学当初より建学の精神に触れ、理解する機会を設けている。入学式式辞をはじめ、特に新入生オリエンテーションの中では「創設者と建学の精神について」と題して創設者の理念、本学の歴史等を含め、建学の精神に込められた背景を学長より講話している。また、卒業式式辞にも学生たちの 2 年間の成長をなぞり、建学の精神につながる姿を表明している。日常の授業等の中でも、配付資料、パワーポイント等に、自主的に「建学の精神」を記す教員もあり、総合ビジネス学科ではオリエンテーション時に配布する学修ポートフォリオに建学の精神を記載している。

今年度は特に、いつでも身近に学生たちが「建学の精神」から未来像を具現化し意識を深める機会として、奨学生授与式、学内各種行事等の場でも学長挨拶を通して伝えている。教職員との共有については特に節目の式等、全ての教職員が参加する場で行っている。「気品」「強さ」「知性」「愛情」というキーワードを改めて確認し、学内外で「どのような人材を育成するか」という際に端的に表明している。

(5)本学園の設立時から女子教育に特化していた建学の精神は、平成 15（2003）年度からの男子学生の受け入れの実状との乖離を踏まえて平成 26(2014)年度に改定された。その後も、創設者嘉数津子氏のご著書が教職員・学生とも手に取れるように図書館に置き本学の歴史を振り返ることと同時に、現在の「建学の精神」の成り立ちについて、定期的に場を設けて発信・確認している。

〔区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準Ⅰ-A-2 の現状>

(1)地域社会に向けた公開講座等については、公開講座委員会を中心として総合ビジネス学科、児童教育学科、教育研究部（図書館、教育実践研究支援センター、子育て・とも育ち支援室）等から提案された講座を地域に開放して実施している。しかし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から、企画した各講座の実施には至らなかった。

また、教育実践研究支援センターを中心に、児童教育学科・総合ビジネス学科と連携しながら、小学校教員候補者選考試験対策講座及び市町村職員（幼稚園教諭、保育士、行政職）選考試験対策講座を実施している。これらの講座は本学の在学生はもとより、卒業生、姉妹校の岐阜女子大学生を受入れ、地域人材育成を通じた社会貢献の一環として位置づけている。令和2年度は、12名（内 教員候補者選考試験6名、市町村職員（行政・幼保）採用候補者選考試験6名）の合格者を出している。

平成21(2009)年から取り組んでいる教員免許状更新講習（いきいき白ゆり講座）は毎年160名以上の受講者を迎えている。本講座は教育実践研究支援センターが主管部署となり、全学的に教職員の協力を得て実施している。しかし、令和2(2020)年度も計画はされていたが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から実施を見送った。代替措置として、本講座受講申込者に対して本学の姉妹校である岐阜女子大学のオンライン講座を紹介するなど、同大学との業務連携（申込手続き）を通じて可能な限りの社会貢献に努めた。

(2) 大学所在地である与那原町と与那原町教育委員会及び沖縄女子短期大学は、相互発展を目的とし、資源及び研究成果等の交流を促進し、まちづくり地震・津波の避難訓練実施、産業、観光、教育、文化、福祉等の分野で連携・協力するため、二つの協定「与那原町と与那原町教育委員会及び沖縄女子短期大学との連携・協力に関する協定」「津波時における避難施設の使用に関する協定」を締結している。「与那原町と与那原町教育委員会及び沖縄女子短期大学との連携・協力に関する協定」については、14項目の連携事項を設定し、総合的、具体的な事業を展開できるようになっている。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染所防止の観点から与那原町とのオンラインで学生のインターンシップに取り組んだ。

さらに、教育実践研究支援センターの中核事業の一つである「地域連携」として、5市2町1村（那覇市教育委員会：平成19(2007)年、南城市教育委員会：平成20(2008)年、豊見城市教育委員会：平成21(2009)年、糸満市教育委員会：平成23(2011)年、八重瀬町教育委員会：平成24(2012)年、浦添市教育委員会、与那原町教育委員会：平成25(2013)年、中城村教育委員会：平成26(2014)年）及び平成26

(2016)年に南部広域行政組合教育委員会（島尻教育研究所）以下、（島尻教育研究所という。）と協定を結んでいる。同協定書に基づき、これまで教育委員会主催の研修会へ本学教員を講師として派遣するとともに、学生の学修支援に資するため、教育委員会所管の小学校の授業参観や研究報告会への学生の参加等を行ってきた。とりわけ、島尻教育研究所とは同研究所の研究報告会への学生・教員の参加及び本学の授業に研究所の指導主事・長期研究員を講師として招き、学生への指導等をいただいていたところである。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、相互の連携事業が概ね中止となった。

また、協働研究協力校として、学校、保育園、認定こども園（以下学校等という。）との交流を図り、将来の教師・保育士を目指す取組及び地域、学校等と連携を図っており、令和2年度は2校3園が協働研究協力校となっている。

コロナ禍の影響にて限られた範囲での実施ではあるが、協働研究協力校・園は、年

度の終わりに研究の成果と課題を「協働研究協力校・園活動報告書」として提出頂き、教育実践研究支援センターは研究報告書・指導案綴（抜粋）を制作して学生・教員の授業での活用に資している。

さらに、近隣の沖縄県立知念高等学校と高大連携事業に関する協定を結んでおり、これまでに出席講座等を開講してきたが、令和2年度についてはコロナ禍のため、交流事業が実施できなかった。今後は協定書の見直しと先行履修科目の設置等について検討していく予定である。

(3) 本学は与那原町と包括的な連携・協力に関する協定を締結している。総合ビジネス学科と児童教育学科の学生が与那原町東浜の「与那古浜公園」のイルミネーション事業にボランティアスタッフとして参加している。

児童教育学科では、これまで協定を結ぶ市町村との連携を踏まえて、ボランティア派遣の推進を図っていたが、この取り組みは令和元（2019）年度より「保育・教育インターンシップⅠ・Ⅱ」として教育課程に位置づけられている。学生は、保育園、幼稚園、小学校、社会福祉施設、児童館等の教育・福祉現場を中心に訪問するが、学生にとって直接子ども達や教師、支援者等と関わり、実践的に学ぶことができる貴重な機会となっている。

初等教育コース1年次は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から後期のみ、週に一回継続して小学校に赴き、学習支援や学校行事の手伝い、配慮が必要な児童への個別支援などを実践した。年度末には、関係教育委員会や学校長との連絡会を設け、成果と課題について意見交換していたが、令和2（2020）年度は開催できなかった。本事業の評価は高く、今後も継続を望む声をいただいている。心理・福祉教育コースは、新型コロナウイルス感染防止の観点から、インターンシップを実施することができなかった。

令和元（2019）年度は児童教育学科2年次がゼミナール学生を中心に、学びを披露する場として地域の子どもたちに遊びを提供するこどもフェスタを実施したが、今年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から実施できなかった。また、沖女祭（学園祭）では、学生が中心となって絵本の読み聞かせ等行なうなどしているが、それも実施することができなかった。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神の学内外への周知は徐々に広がりを見せているが、今後は、しらゆりに人材育成を照らし、「気品」「強さ」「知性」「愛情」を持つ人を教育するという建学の精神に込められた具体的な「精神」について、学内外への発信を行っていき、沖縄女子短期大学をさらに深く社会へ、学生・受験生等へ印象付けていきたい。

また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、地域・社会との連携に関わる諸活動が制限され、実施できない状況が広がったが、次年度以降は感染状況を踏まえつつ、オンラインの活用など、工夫した取り組みも検討しつつ、可能な範囲で活動が広げられ

るように工夫したい。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

総合ビジネス学科では建学の精神を具現化する科目として1年次に茶道を必修化している。講義終了時には教職員らを招き、お茶会を実施し、学びを披露する機会を設けている。さらにカリキュラム改革の一環として、平成30(2018)年度入学者からは2年次に華道を必修化し、講義終了時には実際に学生がいけたお花の披露をキャンパス内にて行っている。このように、建学の精神を具現化するための環境を整えている。

茶道の体験については児童教育学科でも共通科目の選択科目として取り入れており、その他にも、園芸サークルによって建学の精神に象徴としてうたわれている「しらゆり」の栽培体験も行われており、卒業式の際に卒業生にしらゆりの苗を配布する活動が行われている。

新型コロナウイルス禍の困難ななか、ICTを活用することにより、与那原町や姉妹校である岐阜女子大学などとの連携のもと、学生のインターンシップや教員免許状更新講習といった従来の取り組みが滞らないための状況を維持することができた。

〔テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果〕

〔区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に合っているか定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅰ-B-1 の現状＞

(1)学則第1条では、建学の精神に基づく本学の教育目的を以下のように定めている。

沖縄女子短期大学は、教育基本法及び学校教育法により、高等学校における教育の基礎の上に専門職業教育を行い、人格円満にて教養の高い社会人並びに教育者を養成し、もって文化の創造と社会の福祉に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。

学則第1条に基づいて、第3条2では総合ビジネス学科の、第3条3では児童教育学科の教育研究上の目的を、以下のように定めている。

第3条2 総合ビジネス学科においては、次を目的とする。

- (1)建学の精神を柱に、社会生活を営む上で必要な基礎学力と社会人基礎力を身に

つけた人材を育成する。

(2) ビジネスに関する専門知識・技術を兼ね備えた人として、地域社会に貢献しながら、おかれた環境の中で輝ける人材を目的とする。

第3条3 児童教育学科においては、次を目的とする。

(1) 自他を尊重し、協働して地域創生の営みに寄与する気概を持つ人を養成する。

(2) 保育者・教育者としての豊かな専門性を身につけ、主体的に探求し続ける意欲を持つ人を養成する。

さらに、教養教育と専門教育と実務教育のバランスの取れた教育課程により職業能力を育成する高等教育機関である本学は、教育の目的を達成するための本学の教育課程を実施上で、以下の3つを機関の教育目標としている。

1. 品位を重んじ、主体的に考え、協働して学び働く事のできる態度の形成、および生涯学び続けるための学力の基盤構築を意図した教育の展開
2. 愛情にあふれ、人を尊び、平和を願い、積極的に地域社会との関わりをもつ意欲と能力を身につけるための実践的な学習活動の展開
3. 自信や社会の未来を考えた目標設定と、その目標達成に必用な多様な専門教育の展開

以上のように、機関の教育目標は各学科の目的同様、建学の精神が反映されており、これからの時代を生きる学生に合致する教育目的・目標となっている。

(2) 各学科の教育研究上の目的は、学生便覧、大学案内のパンフレット、学生募集要項、沖縄女子短期大学ホームページ等で学内外に示している。また、学生への周知は総合ビジネス学科においては、学修ポートフォリオの表紙に学科の教育研究上の目的を記載し、学生の目につきやすいようにしており、児童教育学科では、学期ごとに作成・記入する履修カルテに掲載しており、これを利用してオリエンテーション時等に周知・表明している。

(3) 児童教育学科では、県内の保育所および関係団体との情報交換や実践報告等を行うことで、本学科の人材養成が地域・社会の要請に応えているかどうかについて定期的にチェックしている。また、令和2年度からは、卒業後の就職先にアンケートを実施し、両学科の人材養成の成果についてチェックを行なっている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定め

ている。

- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

(1) 基準 I-B-1 に記した建学の精神に基づく教育目的を達成するために、教育課程の履修を通して学生が身につける資質・能力を3つの力で定めている。この3つは本学の教育課程を通して到達すべき目的であり、これらの目的が達成された状況を短期大学としての学習成果（〇〇ができる人）として表記するとともに、卒業認定・学位授与の方針は、それらを含むものとなっている。

教育目的

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1. 気品と社会人基礎力を備え、自ら学び続けることができる人2. 平和を志向し、地域創生へ参画する事のできる人3. 未来をみつめ、専門性の向上に努めることのできる人 |
|--|

卒業認定・学位授与の方針

激変する社会情勢に処し、平和と自然を愛し、郷土に誇りを持ち、豊かな教養と専門的知識・技能・倫理観を基に強い実践力を発揮できる人

(2)各学科では、機関の到達目標である3つの力を、専門分野の人材に必要な具体的能力として再定義し、それぞれの教育目的、目標に基づき定めた学習成果を5つの人材像とした。各学科の人材像は以下のように定めるとともに、卒業認定・学位授与の方針はそれらを含むものとなっている。

総合ビジネス学科 5つの人材像

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1. 主体的に行動する学生2. 情報活用能力が高い学生3. ビジネスマナーをしっかりと身につけた学生4. コミュニケーションスキルが高い学生5. 意欲的に学ぶ学生 |
|---|

卒業認定・学位授与の方針（総合ビジネス学科）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1. 主体的に行動し、他者と協働することができる。2. 現状を分析し、目的や課題を明らかにし、解決方法を立案・実行できる3. 自分の考えをわかりやすく伝え、相手の意見を丁寧に聴き、意見の違いや互いの立場の違いを理解することができる。4. ビジネスに関しての知識・技術が身についている。5. 情報活用能力が身についている。 |
|--|

児童教育学科 5つの人材像

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 地域に根ざした愛情あふれる保育・教育を行える人材2. 自然や芸術、運動に親しむ遊びを工夫し、子どもの感性と創造性を育む保育・教育を行える人材3. 子どもを取り巻く環境の多様性を理解し、柔軟に対応できる人材4. 支援の必要な子どもに適切な配慮を行える人材5. 他者と協働して多様な課題に主体的に取り組む人材 |
|---|

卒業認定・学位授与の方針（児童教育学科）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 郷土に誇りをもち、心豊かな感性を身につける2. 保育者・教育者としての専門的価値・知識・技術を身につける3. 社会の変化に対応し、主体的に学び続ける力を身につける4. 社会人としてのコミュニケーション能力を身につけ、協働できる力を身につける |
|--|

以上のように、各学科の学習成果は、それぞれの教育目的・目標に基づき定めている。

(3)各学科の学習成果は、教育目的と同様、学生便覧や大学案内、学生募集要項、沖縄女子短期大学ホームページ（根拠資料3）で学内外に示している。学生へはオリエンテーション等で説明している。

(4)学校教育法108条で「深く専門の学芸を教授・研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する事を主な目的とする」と規定される短期大学の教育目的に照らして、定めた学習成果が各学科で養成する職業人や地域で生活する社会人が備えるべき能力としての妥当性があるかどうかの点検は、主として学科会議で行なっている。

〔区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準Ⅰ-B-3の現状＞

(1)本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の3つの方針について、建学の精神、教育目的、教育目標、教育研究上の目的、各学科の目標とそれを実現するための3つの方針と関連づけて一体的に定めている。

(2)令和元年度には、新しい入試制度を見据えて、両学科ともに三つの方針の見直しを行なった。見直しの際には文部科学省の「三つのポリシーの策定・運用に関するガイド

ライン、各専攻分野を通じて培う「学士力」ー学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針ー」、及び他の短期大学の三つの方針を参考にしている。具体的にはFDや学科会議を通して検討を重ねて策定した。

(3)すべての授業科目のシラバスには卒業認定・学位授与の方針を踏まえて到達目標が示され、この目標を達成するために構成した授業計画に沿って、授業を展開するとともに、授業科目ごとに卒業認定・学位授与の方針の各項目のどこに比重があるのかについて、◎○△で示して教育を行って（授業を実践して）いる。

また、入学者受け入れの方針は、学生募集や入試の評価の観点でも活用しており、卒業認定・学位授与の方針や、教育課程編成・実施の方針に沿った教育を行うために欠かさない。以上のことより、本学では、三つの方針を踏まえた教育活動を行っているといえる。

(4) 3つの方針は学生便覧や総合ビジネス学科の「学修ポートフォリオ」及び児童教育学科の「履修カルテ」等に記載し、学生にとって身近なものになるような工夫をしている。学外への表明としては、大学案内のパンフレットや学生募集要項、沖縄女子短期大学ホームページに掲載している。その他、受験生に対しては、オープンキャンパスの学科紹介の際に、入学者受け入れの方針を中心に説明を行っている。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題>

機関の卒業認定・学位授与の方針については、学習成果の観点から測定の指標を客観的な視点と主観的な視点から捉えて整理することが必要と考えることから、今後、改めて全学的な組織において確認することが必要である。

総合ビジネス学科としては、今後、新しい3つの方針を受験生にしっかりと説明するとともに、3つの方針を踏まえて学習活動を行うということを在学生に意識づけさせることが必要である。本学科の教育研究上の目的が地域・社会の要請に込んでいるかの点検についても、これからの課題であり、企業等へのアンケート結果と卒業生へのアンケート結果を基に点検を行っていく必要がある。また、卒業研究論文のクオリティの向上を目指して、どのようにしてルーブリック評価基準を学生に浸透させるかが課題である。

児童教育学科としては、総合ビジネス学科で先行して導入されているルーブリック評価基準をすみやかに整備することが課題であり、それらの評価が教育・保育の現場とどのように関連づけられ共有されるかという点について、地域社会との協働で検討する必要がある。本学科の教育研究上の目的が地域・社会の要請に込んでいるかの点検についても、今後も引き続き地域社会のニーズや学生の状況等を考慮しながら、定期的に点検を行っていく必要がある。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

令和 2 年度より新しく設置された入試広報課における広報活動では、新しい入試制度を説明するために、3 つのポリシーについて丁寧に説明を行っている。

〔テーマ 基準 I-C 内部質保証〕

〔区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

(1) 自己点検・評価活動等を実施するために、本学における点検・評価を適切、かつ、円滑に実施することにより、改革・改善を推進し、本学における教育研究活動等の水準の向上・充実及びに資することを目的とした「沖縄女子短期大学自己点検・評価規程」を定めている。また、その自己点検・評価業務を円滑に実施するために必要な事項を「沖縄女子短期大学自己点検・評価推進委員会規程」において定めている。また、これらの規定に基づき、本報告書に既述のとおり (p. 15「2. 自己点検・評価の組織と活動」) の組織を整備している。

(2) 自己点検・評価委員会およびその長である学長の指揮のもと、教職員個人、各学科、各課・部署等において、年度末に振り返りを行うことで次年度の改善につなげる取り組みが行われており、PDCA サイクルを用いて定期的に自己点検・評価を行っている。

(3) 自己点検・評価報告書は原則として年度毎に作成し、公表することとしているが、平成 29 年度及び平成 30 年度についてはまとめて作成、公表した。令和元年度、令和 2 年度の自己点検・評価報告書の作成については、時期が遅れるものの、定期的に作成、公表している。

(4) 自己点検・評価活動には、理事長及び学長のリーダーシップの下、原則としてすべての教職員が関わることで学内において周知されており、実際に上述の通り、教職員個人、各学科、各課・部署等において検討される自己点検・評価活動の内容に基づいて自己点検・評価報告書が作成されていることから、活動には全ての教職員が関与している。

(5) 自己点検・評価活動には、高等学校等の関係者との意見交換にもとづく提案や改善点が盛り込まれており、地域・社会との連携のあり方や入試情報の提供・解説等の改善に資するものとなっている。

(6) 自己点検・評価活動は、その活動自体が全教職員の改革・改善の意識・能力に影響を及ぼすものであると同時に、結果から導き出される改善計画に沿った業務の遂行と調整、さらにそれらの効果測定というように業務全般が PDCA サイクルに基づいていることから、有効に活用できているといえる。

〔区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

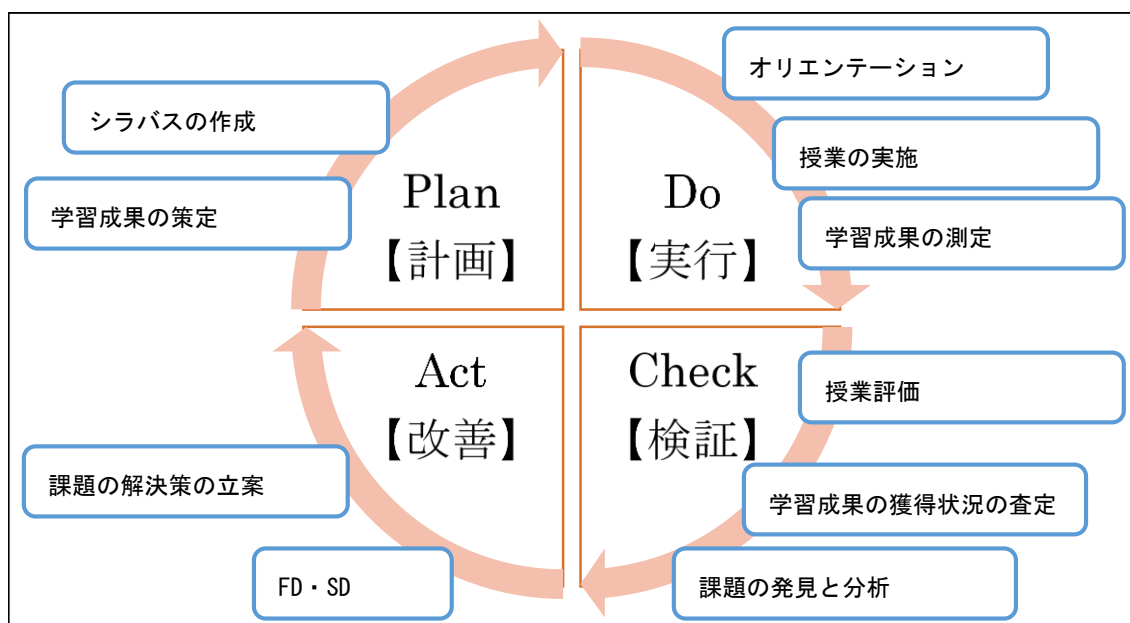
(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法については、①授業科目ごとの測定・把握方法、②授業期間終了後の測定・把握方法、③卒業時の測定、把握方法がある。

(2) (3) 具体的な点検及び PDCA の方法は以下の通りである。

①授業科目ごとの測定・把握方法

教員は各授業科目において卒業認定・学位授与の方針に基づく到達目標を反映させたシラバスを作成し、そのシラバスに従って授業を実施している。学習成果は試験、レポート、提出物、授業の参加度等で測定している。学期末の授業評価アンケートや FD 研修等を通じて、授業改善に取り組んでいる。

PDCA サイクルについては以下の通りである。



②授業期間終了後の測定・把握方法

学生の単位修得状況については、学科会議において GPA 一覧表にて把握している。総合ビジネス学科では学期ごとに GPA や受講態度等を考慮して、各学年 3 名を最優秀学生として、学科オリエンテーション時に表彰している。

総合ビジネス学科では、学科オリエンテーションの際に成績と単位取得の状況や GPA 等を学修ポートフォリオに記入させ、それを基にゼミナール担当教員が指導及び助言を行っている。学修ポートフォリオには「各学期の GPA が 1.5 未満の場合は、指導教員による個別面接・個別指導を行う。」「二期連続して GPA が 1.5 未満の場合は、保護者同席の上、指導教員による個別面接・個別指導を行う。」と記載している。2 年次学生については、入試種別による GPA 平均値を算出し、学習成果の把握につなげている。

2020 年度 入学者 入試別 GPA 平均値

	総合ビジネス学科
AOⅠ期	2.95
AOⅡ期	2.71
指定校	2.78
学業	2.40
文化	3.33
一般A	2.71
一般B	3.23
総計	2.86

1 年次学生については、初年次教育科目として設置している必修科目のフレッシュマンゼミナールⅠ（前期）において、主としてアカデミックスキルの獲得と向上に向けた授業を行っている。同じく必修科目のフレッシュマンゼミナールⅡ（後期）では、経

済産業省が提唱している「社会人基礎力」の向上を目指した授業を展開している。1年次の後期の終わり頃には日経 HR 社の社会人基礎力診断を実施している。社会人基礎力診断の結果学科会議にて報告している。

令和2年度 社会人基礎力診断結果①

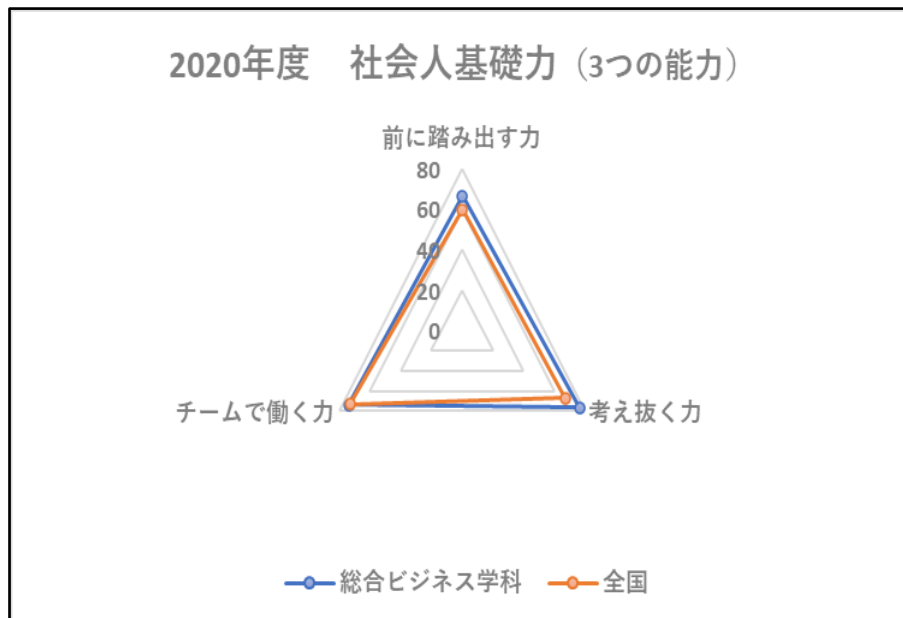
	前に踏み出す力	考え抜く力	チームで働く力	主体性	働きかける力
総合ビジネス学科	66.86	76.54	73.88	63.08	68.62
全国	60.00	67.00	73.00	56.00	62.00

令和2年度 社会人基礎力診断結果②

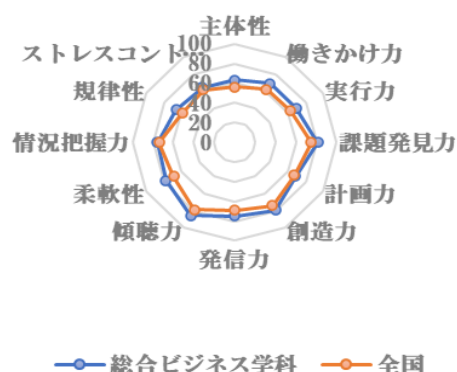
	実行力	課題発見力	計画力	創造力	発信力
総合ビジネス学科	69.34	81.56	68.72	79.88	74.60
全国	63	75.00	67.00	74.00	69.00

令和2年度 社会人基礎力診断結果③

	傾聴力	柔軟性	状況把握力	規律性	ストレスコントロール力
総合ビジネス学科	85.80	77.90	75.70	66.40	63.92
全国	79.00	69.00	74.0	59.00	61.00



2020年度 社会人基礎力（12の能力要素）



児童教育学科では、授業期間終了後の学生の単位修得状況については成績通知書で把握している。学生個々人でファイリングしている「履修カルテ」には各学期の受講科目ごとに自己評価や振り返りの記述を行うことで、実際の単位修得状況や成績評価と組み合わせた振り返りを行うとともに、学生に対して主にクラス担任が指導及び助言を行っている。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス禍のためにほとんど対面授業ができなかったことから、その説明をする時間をとることができず、実施が困難であった。それとともに、各学期の授業開講時期の終了後に行われる各種実習においては、実習先から返送される実習評価票に基づき、各実習の事前及び中間の指導を通した評価も踏まえながら、実習の事後指導として全体の振り返りの機会を設定しており、各実習指導の担当教員によって個々の学生に対する指導及び助言を行っている。令和2年度は新型コロナウイルス禍のために学外における実習期間が短縮され、その短縮分については学内演習や他の修得単位で補うこととなったが、それに伴う実習評価の見直しなども行った。このように、査定の手法を状況に応じて定期的に点検して対応している。

③卒業時の測定・把握方法

（総合ビジネス学科）

2年次学生には必修科目の卒業研究ゼミナールⅠ・Ⅱにおいて、卒業研究論文を課している。毎年、2月中旬に卒業研究論文口述試験を実施し、学習成果を把握している。平成30(2018)年度には卒業論文及び口述試験ルーブリック（評価指標）を導入し、ルーブリックに基づいて、卒業論文を評価した。なお、学生にもルーブリックを配布し、卒業論文の振り返りと自己評価ができるようにした。このように学習成果の査定の手法を学科会議等で点検し、改善に向けて努力している。

卒業時の資格取得状況により、学習成果を把握し、学科会議にて確認している。

【令和2年(2020)年度卒業生の資格取得状況】

資格	ビジネス心理コース	観光ホスピタリティコース
秘書士	27名中、合格者27名	7名中、合格者7名
ビジネス実務士	36名中、合格者36名	9名中、合格者7名 不合格者2名
観光ビジネス実務士	4名中、合格者4名	7名中、合格者7名
医事管理士受験資格	8名中、合格者8名	4名中、合格者4名
医療管理秘書士受験資格	9名中、合格者9名	4名中、合格者4名

卒業研究論文口述試験を終えた後の学科会議にてPDCAサイクルを使って振り返りを行った結果、参考文献の積極的な活用や引用の仕方、考察の書き方等、反省すべき点が明らかになった。これらの反省点を踏まえて、令和2(2020)年度の卒業研究ゼミナールではレポートのチェックリストを導入することを決定したほか、参考文献を積極的に活用させる等、論文指導を充実させることを確認した。

1年次のフレッシュマンゼミナールではレポートの指導を徹底することや専任教員の授業において書く力をつけさせるためになるべく、レポート課題を出させるようにする等を確認した。

「卒業論文口述試験の振り返り」(令和2年度 総合ビジネス学科)

Plan	●卒業研究ゼミナールを開設した。 ●コピー&ペーストをしないよう、教員間で確認をした。 ●中間発表、口述試験を計画した。
Do	●10月に中間発表を実施した。 ●コピー&ペーストをしないよう、注意喚起を行った。 ●卒業研究ゼミナールにて、卒業論文の指導を行い、卒業論文を完成させた。 ●2月に口述試験を実施した。
Check	●体裁(参考文献リスト、引用の表記等)が整っていない卒論が見られた。 ●コピー&ペーストが見られる卒論があった。 ●考察が少ない卒論があった。 ●締切日に間に合わない学生が1名いた。 ●ヒアリングに出向いたり、アンケート調査を行う学生が見られた。 ●口述試験にふさわしくないメイクをしている学生が見られた。
Act	●令和2(2020)年度のフレッシュマンゼミナールにて、レポートの書き方をしっかり身につけさせる。特に、引用の仕方、参考文献リストの作り方、テーマと本文の整合性を取る、論文・レポートの組み立て方、考察の書き方等の指導を徹底する。 ●口述試験のマナー(服装含む)について、注意喚起を行う。 ●専任の授業において、なるべくレポート課題を出させるようにする。 ●ゼミで学んだことや授業で学んだことを反映させるテーマと内容にする。(追記)

平成 30(2018)年度は卒業研究論文のアセスメント・ポリシーを検討した。また、ビジネススキルのさらなる向上を目指すとともに、学習成果の査定をより一層明確化するために、ビジネス能力検定（B 検）ジョブパスを新規に導入し、受験を推奨した。GPA については、学期ごとの最優秀学生を選出する際に、学科会議において、学生の GPA を確認している。

令和 2 年度の学科会議にて、成果及び今後に向けての課題を話し合った。

「成果及び今後に向けての課題」

成果	今後に向けての検討課題
●2022 年度入試の枠組み（評価対象及び配点）を作った。	●教育の三要素を入試でどのように測るかが今後の検討課題である。 ●評価対象ごとのルーブリックの構築が必要である。 ●小論文の出題内容について検討が必要である。
●ビジネス検定ジョブパスを 1 年次前期の「ビジネス実務概論」のカリキュラムに導入した。	●2020 年度は 12 月に実施したため、受験者数が少なかった。そのため、2021 年度は 7 月に実施し、学生の受験意欲を喚起したい。
●株式会社ジーセットメディカルとの包括的連携に関する協定を締結した。 ●2020 年度から登録販売者の講座を開講する。	●入試説明会等でアピールして、受験者の増加につなげる。 ●オープンキャンパスで医療事務のブースを設置するかどうか。
●1 年次学生を対象として、社会人基礎力診断を実施した。 ●総合平均、3 つの要素（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力）において、全国平均を上回った。	●スコアの低い学生へのフォローについて。
●入学前資格の単位認定制度を導入した。	

「課題及び今後に向けての検討課題」

課題	今後に向けての検討課題
●受験生を増やす。	●受験生確保のために、事前相談を実施する。 ●学科の強みを高校生にどのように伝えていくか。 ●在学生の満足度を上げるための仕組みをどのように作るか。
●退学者を減らす。	●欠席回数が増える学生、受講態度が気になる学生等については、早い段階で学科で共有し、ゼ

	ミ担当教員を中心にフォローしていく体制を作る。 ●気になる学生については、早めに面談を実施する。 ●高校の調査書の欠席回数をチェックし、高校での欠席回数が多かった学生の情報を学科で共有し、フォローする仕組みを作る。 ●基礎学力のチェックと基礎学力の低い学生へのフォローについて。
	●高大連携のさらなる推進。

(児童教育学科)

児童教育学科では、建学の精神及び教育目的・目標に基づいて「豊かな教養と保育・教育に関する専門知識、価値、技術を身につけ、愛情豊かに子ども達を育む将来の保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成すること」を目指している。

令和2(2020)年度卒業生の教員免許・資格取得者数は次表の通りである。

	免許・資格	人数
教員免許	小学校教諭二種免許状	32
	幼稚園教諭二種免許状	165
資格	保育士	141
	児童厚生二級指導員	50
	ピアヘルパー	58

令和2(2020)年度の児童教育学科卒業生は181名であった。幼稚園二種免許状については学科の卒業生の91%にあたる165名が取得している。また、初等教育コースの卒業生は35名であり、うち32名が小学校教諭二種免許状を取得している(取得率91%)。さらに、児童厚生員二級指導員資格を取得可能とする福祉教育コースでは、コース卒業生の100%にあたる50名が資格取得に至っている。保育士資格は141名が取得している。ピアヘルパー資格については、心理教育コースのピアヘルパー受験資格者60名のうち58名が取得しており、取得率は97%となっている。幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、保育士資格、児童厚生二級指導員資格、ピアヘルパー受験資格等の免許及び資格取得は学習成果の一つである。ただし、各コースによって取得できる免許や資格は異なる。すべての免許・資格取得は卒業要件とせず、学生の主体性に基づいて希望した免許・資格を取得することとしているが、取得希望者に対する免許・資格の取得状況について学習成果を把握し、学科会議にて確認している。

(4)両学科とも、学校教育法、短期大学設置基準、免許・資格関連の法令・規程の変更などを確認し、法令遵守に努め、教育活動を展開している。文部科学省等からの法令に関する通知文書は、関係部署から、担当教員にその写しが配布され、内容によっては、

教学委員会、学科会議、教授会での情報共有が図られている。

また、全国大学実務教育協会の規程の変更や、教職課程に関する法令の変更等があった場合は、学科会議にて情報を共有し、届け出書類の提出が生じた際には担当する教員と教務課職員が連携して速やかに書類を作成し、学科会議にて点検し、提出している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

学習成果を焦点とする査定の内容や方法は多岐にわたり、それらについて学生・教職員・地域の三者が等しく理解することは容易ではない。建学の精神や教育の目的・目標に沿った教育がどのような内容と方法で行われ、その結果としてどのような学習成果が得られるのかということについて、さらに議論を深め、妥当性と信頼性が一層高まるように定期的に点検しなくてはならない。また、学習成果の明確化と学内・学外への周知を行っていくことが課題であることから、機関レベル及び学科単位のアセスメント・ポリシーについて策定が必要である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

令和2年度は卒業生の就職先アンケートを教育活動に活かすとともに、児童教育学科においては、その結果について保育関係団体の代表者と話し合いを行い、教育活動への示唆を得ることができた。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

①建学の精神や教育研究上の目的の点検及び公表

建学の精神や教育研究上の目的については定期的な検討を行なっているが、前回認証時から現在に至るまでに変更となった箇所はない。建学の精神等を学内外に広く公表することは、学長はじめ教職員がさまざまな機会を利用して周知に努めており、従前と比較して共通理解の程度が増加している。

②全学的な教育目的・目標の点検及び公表

全学的な教育目的・目標の点検及び公表は予定通り実施されている。

③学習成果と建学の精神や教育研究上の目的等との対応の検証

学習成果については、建学の精神や教育研究上の目的に基づいて、教育課程の履修を通して学生が身につける資質・能力を3つの力を教育目的として定めており、これらの目的が達成された状況を短期大学としての学習成果として位置づけている。さら

に学科ごとの三つの方針に沿った形で整備されることから、各々が対応していることが確認できる。また、これらは学内外に公表されている。

④各学科における学生の自己評価に用いる評価項目の再検討

総合ビジネス学科の自己点検・評価表や児童教育学科の履修カルテ等の評価項目については、各学科の教育目的・目標とより関連の高いものになるよう、再検討し、その内容や利用方法については定期的に点検が行われることによって、学習成果の把握や効率的な指導にとってより有効な仕組みに改善がなされている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

大学入試制度改革を機に、建学の精神や教育研究上の目的、三つのポリシー等の詳細を点検したが、学習成果の観点から改めて全学的な組織において確認する。多面的な視点から学習成果を査定することについての内容や方法を整理し、妥当性や信頼性を高めることで、学習成果を明確化できるよう、アセスメント・ポリシーを策定するよう、議論を深めていく。引き続き入学から卒業までの一貫した教育活動においてそれらがどのように具現化されているのかを継続的に点検することによって、地域における本学の役割を明確にし、これらを内外に周知することが重要である。そのためにも、学生の就職先や卒業生などを対象とするアンケート結果をさらに学内で有効活用する条件を整備し、それらも学内で活用しつつ、ルーブリック評価基準を両学科において明確にして、学生に浸透させていくことを試みる。地域社会のニーズや学生の状況等を考慮しながら、定期的に点検を行う。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

(1)①本学では、卒業要件を学則第 36 条「本学に 2 年又は第 19 条に定める期間以上在学し、次の各号に掲げる単位を取得したものについては、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する」と定めている。各号とは、卒業要件となる共通科目は両学科共通であるが、専門教育科目の単位数は、学科で異なっている。

本学の機関全体の卒業認定・学位授与方針を、以下の通り定める。

激変する社会情勢に処し、平和と自然と愛し、郷土に誇りをもち、豊かな教養と専門的知識・技能・倫理観を基に強い実践力を発揮できる人

この機関の卒業認定・学位授与方針をふまえ、各学科の教育目標に基づいて定めた各学科の卒業認定・学位授与の方針に示す学習成果は、以下の通りである。

総合ビジネス学科の卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応したものである。学習成果は GPA、卒業研究論文、資格取得率、秘書検定またはビジネス能力検定（B 検）ジョブパスの合格率、社会人基礎力診断、パソコン検定試験の合格状況等としている。卒業論文については、卒業論文及び口述試験ルーブリック（評価指標）を策定し、評価基準を明確化している。64 単位以上の取得を卒業要件とし、所定の科目を履修し単位を得て秘書士、ビジネス実務士、観光実務士の資格を取得することができる。医療事務系の資格については所定の単位を取得することで医事管理士、医療管理秘書士認定試験の受験資格を得られ、認定試験に合格すれば資格を取得することができる。

児童教育学科の卒業認定・学位授与の方針も学習成果に対応したものである。学習成果は学業成績、GPA、教育実習評価・保育実習評価、免許・資格取得等としている。62 単位以上を取得することを卒業要件とし、所定の科目を履修して必要な単位を取得することにより、短期大学士（児童教育）の学位が得られるとともに、コースによって異なるが、小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、ピアヘルパー受験資格、児童厚生二級指導員資格等を取得することができる。令和 2 年度入学生からは新たに認定絵本士の資格を取得することができる。

(2) 両学科の卒業認定・学位授与の方針は以下の通りであり、「学力の三要素」を基礎と

した方針となっており、十分に社会的・国際的に通用するものである。

総合ビジネス学科

【現行】卒業認定・学位授与の方針

総合ビジネス学科では、指定された単位を修得し、同時に下記の能力を身につけた者に対して「短期大学士」の学位を授与する。

- (1) 主体的に行動し、他者と協働することができる（主体性・働きかけ力）
- (2) 現状を分析し、目的や課題を明らかにし、解決方法立案・実行できる（課題発見力・計画力・実行力）
- (3) 自分の考えを分かりやすく伝え、相手の意見を丁寧に聴き、意見の違いを理解することができる（発信力・傾聴力・柔軟性）
- (4) ビジネスに関しての知識・技術がついている
- (5) 情報活用能力が身についている

児童教育学科

【現行】卒業認定・学位授与の方針

- ① 郷土に誇りを持ち、心豊かな感性を身につける
- ② 保育者・教育者としての専門価値・知識・技術を身につける
- ③ 社会の変化に対応し、主体的に学び続ける力を身につける
- ④ 社会人としてのコミュニケーション能力を身につけ、協働できる力を身につける

(3) 両学科ともに、卒業認定・学位授与の方針は学科会議や学科 FD を利用して、定期的に点検を行っている。平成 30(2018)年度には新しい入試に対応した卒業認定・学位授与の方針を策定した。新しい方針では、卒業の要件と学習成果をより具体的に定めている。児童教育学科では、平成 26(2014)年度より卒業認定・学位授与の方針と教育研究上の目的を同一のものとして運用してきたが、令和元年の点検において教育研究上の目的を別途策定し、卒業認定・学位授与の方針と教育研究上の目的がよりわかりやすくなった。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

る。

⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

(1) 両学科とも、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

総合ビジネス学科の教育課程編成・実施の方針は、次の通りである。

教育課程編成・実施の方針

総合ビジネス学科では、「ビジネス心理コース」と「観光ホスピタリティコース」を設置し、大学全体としての「共通科目（基礎教養）」、総合ビジネス学科独自の「必修科目」、「選択必修科目」、「自由選択科目」、「選択科目」を提供して、社会人基礎力と幅広い専門性を学べるような教育課程を編成している。

また、学生の身につけるべき能力の点から、次のような科目群に分類できる。

- (1) ビジネスマナーの知識・技術を身につけるための科目群
- (2) コミュニケーションスキルの向上させるための科目群
- (3) 情報活用能力の知識・技術を習得するための科目群
- (4) 社会人基礎力を向上させるための科目群
- (5) 専門的な知識・技術を習得するための科目群

児童教育学科の教育課程編成・実施の方針は、以下の通りである。

教育課程編成・実施の方針

1. 教育効果を高めるために体系的に順序だてたカリキュラム
2. 豊かな人間性を育むために、平和や郷土、自然等に関する教養教育や実践を支える基礎学力を養うためのカリキュラム
3. 保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、児童厚生二級指導員資格を取得するためのカリキュラム
4. 学外の保育所、幼稚園、小学校等と連携し、実践的に学習できるカリキュラム

(2) ①両学科とも、教育課程編成・実施の方針は、短期大学設置基準にのっとり体系的に整備されている。

②教育課程編成・実施の方針に基づいて各学科の学習成果に対応した授業科目を編成している。

総合ビジネス学科では、社会人基礎力を備えたビジネスパーソンとして地域社会に貢献出来る人材の育成を目指し、学位授与の方針に基づく学習成果を達成するために、

体系的に教育課程を編成している。1 年次のフレッシュマンゼミナールを履修することで、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」の能力として定義されている、課題発見力、計画力、創造力、実行力やコミュニケーション能力、状況把握力、踏み出し力の素養が身につく教育プログラムを組んでいる。共通科目では基礎教養や基礎学力を養い、専門教育科目では、経営学、経済学、法律、簿記、心理学、観光学等の講義科目を幅広く学べるほか、ビジネスマナーやコンピュータスキルを向上させながら人材の育成を目指して教育活動を展開している。

児童教育学科では、児童福祉法施行規則ならびに教育職員免許法施行規則を順守し、教養科目や保育・教育に関する専門科目を体系的に配置した教育課程の中で、教養科目、専門科目（卒業必修科目と選択科目）に分けて編成している。教養科目では、郷土の文化や歴史、異文化理解と多様性の受容等に繋がる科目を開設している。専門科目では、資格・免許に関連する科目を体系的に順序立てて提供している。編成の特色は、学習成果の重点項目である資格・免許取得に関連して、実習を核としたカリキュラムを編成し、また、授業科目間の授業内容の連続性や順次性を考慮して開講時期を設定するなどの工夫をしている。

③両学科とも CAP 制を導入しており、総合ビジネス学科では年間履修可能な単位数を 40 単位と定めている。ただし、40 単位を超える学生については、指定の様式「40 単位超過申請書」の提出を求め、GPA や受講態度、超過理由により、申請許可について学科会議で審議している。児童教育学科では学期ごとに履修可能な単位数の上限を 35 単位として設定している。

④成績評価の基準は学生要覧〔提出資料（＊）〕に定めている。成績は 100 点を満点とし、60 点以上を合格、59 点以下を不合格としている。各科目の評価基準はシラバスに記載しており、成績は 100 点～90 点を「秀」、89 点～80 点を「優」、79 点～70 点を「良」、69 点～60 点を「可」としている。本試験または追試験で不可となった学生を対象に再試験の機会を与えている。両学科とも、学習成果の獲得についての成績評価は短期大学設置基準等に則って厳格に判定している。

なお、児童教育学科ではより質の高い教員や保育士等を養成するために、各科目の成績評価に基づいて、単位の取得状況や成績が一定の基準に達しない学生については実習時期の見直しが図られている。

⑤両学科とも、シラバスには学習成果の獲得としての授業の到達目標、卒業認定・学位授与の方針との対応、授業概要、授業計画（授業回数及び授業時間数）、事前・事後の時間外学習、成績・評価の方法・評価基準、テキスト、参考資料、オフィスアワー等を明示している。作成されたシラバスは第三者によるチェックを経て授業に使用されており、各授業の初回において、シラバスを活用したオリエンテーションが行われている。

⑥両学科とも、通信による教育は実施していない。

(3)両学科ともに、教育課程は学科、教学部（教学委員会）が中心となって随時継続して点検している。教育課程の見直しは教育の質保証や学生の実態を考慮しながら、学科会議等を通じて定期的に行っている。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

(1)両学科に共通する授業科目として共通科目を開講しており、これらの授業科目において教養教育を位置づけている。共通科目は人文・社会科目、健康科目、情報科目、外国語科目に分類されており、専任教員のほか、非常勤講師が科目を担当している。

(2)専門科目を学ぶ基礎的な科目を学び、それらを発展させ専門科目、職業人及び社会人として必要な汎用的なスキルを培う科目を共通科目に配置している。キャリアの育成、コミュニケーション能力の向上、情報機器能力の向上などを基礎に置き専門科目へと連動させている。特に、沖縄県の基幹産業である観光に関しては郷土について学べる科目として「沖縄と文化」、「沖縄の歴史と文化」、「沖縄の方言」、「生活と芸術」等を設置している。総合ビジネス学科では「生活と芸術」において沖縄の伝統芸能も取り入れるなど、専門教育科目である観光関連の科目と関連しており観光を学ぶ上での素地が身につくように科目間の関連を持たせている。児童教育学科では保育・教育現場における児童とのかかわりなどを意図した科目配置となっている。なお、令和元(2019)年度より、本学と姉妹校提携している岐阜女子大学との新規取り組みとして日本語教員免許取得のためのカリキュラムが開講されることとなった。日本語教員資格は、岐阜女子大学（沖縄サテライト校）へ編入または進学し、所定の授業科目を履修の上、取得可能な資格となる。編入を見据えた学生の履修環境を考慮して、本学 1 年次から、初等教育コース学生のみ対象にした「日本語学研究Ⅰ」を 1 年前期に開講されることとなった。また、2020 年度からは「日本語学研究Ⅱ」、「書写書道の基礎」、「人と文学」、「デジタルアーカイブ」が履修科目として開講されている。

(3)教養教育の効果を測定する・評価し、改善につなげる取り組みについては、科目担当者の単位取得率の確認、授業評価アンケートの結果等で行っている。今後は、教養教育充実のため評価に関する仕組みを構築していく必要性がある。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

(1) 総合ビジネス学科では、1年次のフレッシュマンゼミナールⅠ・Ⅱ、2年次の卒業研究ゼミナールⅠ・Ⅱにおいて就職活動の支援を行っている。学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育として「女性とキャリアデザイン」、「特殊演習」、「特殊講義」といった科目を設置しており、職業教育の実施体制は明確である。また、実務家教員の採用により、社会のニーズを明確に学生に伝え、就職意識の向上を行っている。教育課程外においても、教学課（就職）において就職関連の講座を多数開催し、面接、就職、エントリーシートの書き方、自己分析等の支援を行っている。

児童教育学科では、「教養演習」の授業や教学部が主催するさまざまな就職支援活動を学生が積極的に活用できる体制を整えており、また、沖縄県私立保育園連盟や日本保育協会沖縄県支部との懇談会を開催することで、本学の卒業生の進路状況や今後求められる保育者像、養成校と現場の役割などについて意見交換を行い、教育に活かすようにしている。

(2) 職業教育の効果としては就職状況を学科会議にて把握し、確認している。また、ゼミナール担当教員が適宜、面談等を実施し、就職意欲の喚起に努めている。また、令和2年度は、卒業生の就職先の企業等からの意見等を分析し、学科の職業教育の内容及び効果について検討した。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

(1)次に示す通り、各学科の入学者受け入れの方針（以下、沖縄女子短期大学アドミッション・ポリシーと称す）は、卒業認定・学位授与の方針に到達することができる学生像として策定しており、学習成果に対応している。なお、令和元年の入試改革で、学びの3要素を組み込み、各学科ともに再編成されている。

沖縄女子短期大学 アドミッション・ポリシー

【本学が求める学生像】

自らの目標に向かって、積極的に行動でき、本学において幅広い教養と専門的知識・能力・態度を学び、地域社会でその成果を活かし、実践していく志を持っている人

【総合ビジネス学科】

知識・技能

1. 高校等までに学習した各教科の基礎知識に加え、今日海外の幅広い教養を身に付けた人
2. 文章などを正しく読み取り、理解し、まとめる力のある人
3. ビジネスに関する基礎的な知識や技術の修得に意欲のある人

思考力・判断力・表現力

1. 物事を多面的に捉え、深く考察することのできる人
2. 自らの置かれている状況を踏まえながら、自分の力で解決策を考えることのできる人
3. 自分の考えを論理的にまとめ、それを他者にわかりやすく伝えることができる人

主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度

1. 自ら目標を設定し、その達成に向けて最後までやり抜くことができる人
2. 地域社会に興味をもち、貢献しようとする意欲のある人
3. 自分とは異なる他者の意見を理解し、尊重した上で、自らの意見を主張し、目的達成、問題解決のために、協働することができる人

【児童教育学科】

人やモノを大切にする心

- ・自分自身や他者を大切にできる人
- ・身近な環境を大切にできる人

知識・技能

保育者・教育者になるために必要な基礎学力と幅広い知識や技能を身につけている人

思考力・判断力・表現力

物事を多面的に捉え、自らの考えを言葉や行動などで積極的に表現できる人
主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ・何事にも主体的に粘り強く取り組み、最後までやり遂げることができる人
- ・子どもの育ちと教育に興味や関心があり、専門的知識・技能について意欲的に学びたいという高い志と倫理観がある人
- ・対話を通して地域社会のために協働しようとする意欲のある人

(2) 学生募集要項に入学受入れの方針を明確に示すとともに、オープンキャンパスや地区別説明会の機会に、学科の入学受入れの方針を入学希望者に説明している。また、大学案内やウェブページにも示しており、進学ガイダンスや高校訪問でも説明をしている。

(3) 入学受入れの方針は、入学前の学習成果を把握するために、「〇〇な人」という人材像を明確に示している。入学志願者に対しては、入学選抜の方針、選抜方法について、学生募集要項で明示している。

(4) すべての入学選抜方法（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜、外国人選抜）のそれぞれにおいて、本学のアドミッション・ポリシー及び各学科のアドミッション・ポリシーに基づいた選考基準を定め、高等学校が発行する調査書のみならず面接においても、学力の3要素を含め、多面的・総合的に評価をしている。

(5) 本学の入学選抜においては高等学校教育で培われた学びの3要素について、各選抜別に選考基準を設定して評価している。調査書を活用するのはもちろんのこと、面接においては、担当者を2名配置して、評価の偏りが出ないように配慮している。

(6) 入学金及び授業料・施設設備費については、大学案内、学生募集要項及び本学ウェブページで明示している。また、高等教育就学支援制度についても明記し、利用した場合にかかる授業料の負担等についても示している。

(7) 本学では今年度より設置された入試広報課が募集活動として、大学案内や学生募集要項の制作、オープンキャンパスの企画運営、高校訪問、進学ガイダンスへの出展、地区別説明会を実施し、また、入学選抜について、選抜実施要項の策定、選抜試験運営、受験に関する問い合わせ、入学手続きに関わる支援、学内、文部科学省等へ提出の調査統計資料作成を担っている。これら内容は入試広報委員会にて方針及び計画を周知し実施している。

(8) 電話やメール、LINE等による受験に関する問い合わせに対しては、入試広報課が窓口となり、迅速な回答に努め、丁寧に対応している。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染防止の観点から、対面による地区別説明会

やオープンキャンパスを実施することはできなかったが、WEBを利用するなど、初めての試みも行い、その中で問い合わせに対応した。また、1・2年生を対象にした進学ガイダンスにも積極的に参加し、問い合わせに対応した。

(9) 沖縄県内の高等学校を訪問し、入学者の受け入れ方針を明記した学生募集要項、大学案内にて入学者受け入れ方針及び入学者選抜について説明する際に、意見聴取と各高校の進学事情の聴き取りを行っている。それらの情報を活用しながら、令和元年度の教授会において3つのポリシーについて点検を行った。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

(1) 総合ビジネス学科の学習成果は、カリキュラムツリー及び履修モデルに示しているように、基礎的な科目を初年次に配置しながら専門的な科目を卒業までの4学期にバランスよく配置している。カリキュラムツリーを明確化して学びの可視化を行うことで、少人数ゼミナール（フレッシュマンゼミナール、卒業研究ゼミナール）での指導を丁寧に行い、学生への学習成果の周知も丁寧に行っている。

児童教育学科の学習成果は、学業成績、GPA、教育実習評価・保育実習評価、免許・資格取得等であり、具体性がある。全ての学習成果は学生自身が明確に把握できると同時に、学科会議や卒業可否判定会議において教員も状況を確認している。

(2) 総合ビジネス学科の学習成果は、卒業までの4学期の学びの中で資格取得や検定の合格に向けた科目を配置しているため、2年間の学びの中で、学習成果の獲得が可能である。

児童教育学科の学習成果は、十分な学習成果が得られるように、各授業科目は1年次前期から2年次後期まで学習効果を考慮して順序よく配置されており、カリキュラムツリー・カリキュラムマップ・履修モデル等で示されるとおり、基礎教養科目から専門科目まで無理なく履修できるよう配慮されている。実習指導の科目や学外実習の時期においても、他の科目との内容的関連性や順序性が考慮されている。

(3) 総合ビジネス学科の学習成果は、資格の取得状況、社会人基礎力診断結果、GPA及び科目レベルにおいては授業担当の教員の成績評価によって数値化されており、測定可能である。数値化された測定結果を三つの方針の見直し等にも活用している。さらに、卒業研究論文の評価にはルーブリック評価基準を策定し、その評価基準は学生に

公開されており、論文作成への意識付けの役割を担っている。また、建学の精神の具現化を目的に必修科目として取り入れている茶道では、講義終了時にお茶会を開いている。華道では、例年だと学園祭の場で取り組んだ成果を発表しているが、令和2年度は新型コロナ感染防止のために学園祭が開催されなかった。

児童教育学科の学習成果は、GPA や修得単位数、免許・資格の取得状況、実習先による評価、また、履修カルテにおける自己評価など、いずれも学生個人として具体的な数値あるいは結果として把握できるものであるとともに、学科全体としての成果や達成状況を分析測定し評価することも可能なものである。

〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

(1) GPA 分布について、総合ビジネス学科では学期ごとに学生の成績（GPA）を学科会議で確認し、最優秀学生の選考や成績不良の学生の情報共有など学生指導等に活用している。児童教育学科では成績不良の学生の情報共有などについて適宜、学科会議で確認し、学生指導等に活用している。また、両学科について、入試種別の GPA 平均値も教授会で確認している。

単位取得率については IR 室で算出し、教授会（2020 年 12 月 21 日）にて報告している。学位取得率については、2020 年度卒業予定者、総合ビジネス学科 66 名中 59 名合格（学位取得率、89.3%）児童教育学科卒業予定者 186 名中 181 名合格（学位取得率、97.3%）、大学全体では、252 名中 240 名合格（学位取得率、95.2%）であった。

資格試験等の合格率について、両学科とも資格取得状況は卒業式要覧にまとめられている最終データを専任教員が確認し、把握している。総合ビジネス学科におけるパソコン系の検定試験や児童教育学科におけるピアヘルパー認定試験については、可否の結果を各学科会議で確認し、学生指導につなげるようにしている。

学生の業績の集積（ポートフォリオ）について、総合ビジネス学科においては「学修ポートフォリオ」を1年次と2年次全員に配布し、必修科目の「フレッシュマンゼミナールⅠ・Ⅱ」「卒業研究ゼミナールⅠ・Ⅱ」における指導に活用している。児童教育学科においては、各学期に記入する「履修カルテ」で情報を集積しつつ、「保育・教職実

践演習（保・幼・小）」にて免許・資格の取得に向けた総括的な学びにも活用している。

ルーブリック分布について、総合ビジネス学科においては、2年次の卒業研究論文の評価基準として「学修ポートフォリオ」に予め提示（掲載）しており、卒業研究論文作成に取り組む際の行動指針となっている。児童教育学科においては、履修カルテにおいて、保育者・教育者に求められる資質能力について学期ごとに個人で5段階評価による測定を行い、自身の足りない部分について自覚できる仕組みを整えている。

(2) 学生調査は、卒業年次（2年次）を対象に、教学課が卒業直前の3月に実施している。調査項目については学生支援委員会が中心となって検討しており、主に在学期間内を対象とする満足度調査としての項目を精査しており、アンケート調査形式で実施している。

総合ビジネス学科では、学生による自己評価として、1年次と2年次全員に、「自己点検・評価表」（前期編・後期編）を配布し、各ゼミナールにおいて記入・各担当からのコメント及びフィードバックをほぼ毎月行っている。児童教育学科では、例年は「履修カルテ」を作成することを通して学期ごとの振り返りによる自己評価の機会を設定しているが、令和2年度は新型コロナウイルス禍による混乱により、記入する機会を設定できなかった。併せて、IR室では卒業認定・学位授与の方針の自己評価アンケートを全学年対象に実施し、教授会等で報告した。

同窓生への調査は実施していない。

インターンシップは、令和2（2020）年1月からの新型コロナウイルス感染症に対する予防対策を受け、面接形式ではなくオンライン形式での実施そして参加が増加している。よって、学生への情報提供（オンライン面接の受け方他）を、各ゼミナールを通して実施している。

大学編入者の数は、総合ビジネス学科10名、児童教育学科26名、大学全体としては36名であり、大学全体の進路決定者212名中36名（17%）が進学をしている。就職率については、総合ビジネス学科は97.3%、児童教育学科は99.2%、大学全体としては98.8%であった。令和2年度の卒業生は、総合ビジネス学科59名（卒業延期2名含む）（入学時67名）、児童教育学科181名（卒業延期7名含む）（入学時185名）である。両学科とも、大学の編入学等については、学科会議にて情報共有を図っている。

(3) 学習成果の評価や公表について、総合ビジネス学科では学習成果の質的評価の一つとして卒業論文を作成し、さらに口述試験をクリアすることを必修として課し、ルーブリック評価基準に基づいて評価している。完成した論文は、各ゼミの論文集として刊行し、図書館で所蔵して学内者及び学外者が閲覧できるようにしている。また、学びの成果の一つとして、必修科目の茶道では学期の終わりにお茶会を開催し、学内の教職員にお茶をふるまうことで、学習成果の確認につなげている。量的データについては、「社会人基礎力診断」を一部導入している。総合ビジネス学科では1年次の後期の終わりに学生全員が社会人基礎力診断を受験しており、診断結果の個票を学生に配布している。また、平均値等を算出し、学科会議で共有し、学習成果を確認している。外

部への公表については、社会人基礎力のスコアの平均値を高校の進路担当教諭向けの地区別説明会にて公表している。その他の量的データとしては、各種検定試験の取得状況を参考にしている。

児童教育学科では、実習に関する諸様式について優秀な記述と評価された学生については今後の実習指導に活用される冊子『実習を終えて』の掲載学生として評価され、刊行された冊子は図書館に所蔵して学内者及び学外者が閲覧できるようにしている。量的データとしては、2020年度の小学校教諭免許状取得率は96.7%、幼稚園教諭Ⅱ種免許状取得率は98.8%、保育士資格の免許状取得率は99.3%、児童厚生2級指導員資格の免許状取得率は98.0%、ピアヘルパー受験資格の免許状取得率は86.6%となっており、大学案内やホームページにて公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

(1) 本学では、本学卒業生の評価に関するアンケート調査を就職先の人事担当者に対して実施している。アンケートの主な内容は、本学の卒業生の評価や就職後に必要とする知識・能力・技能、本学の教育に対する評価であり、それを受けてキャリア支援の取り組みを行なっている。

総合ビジネス学科では学内で行われる合同企業説明会等で先輩社員として参加する機会が設けられ、その際に企業の人事担当者との意見交換を行い、卒業生の仕事内容やビジネススキル等に関する事項、企業が求める人材に関する意見の聴取を行っている。医療事務実習の際には教員が病院等の実習担当者との意見交換を行い、在学生への指導に活用している。

児童教育学科では、平成3（1991）年から沖縄県私立保育連盟、平成23（2011）年からは日本保育協会沖縄県支部との意見交換会、懇談会をそれぞれ開催し、本学卒業生の進路状況や今後求められる保育士像、養成校と現場の役割などについて意見交換を行うことで、キャリア教育・支援に繋げている。令和元年度末の新型コロナウイルス感染症の発生により、毎年、定期的に継続してきた同会議が直前で中止を余儀なくされたことも踏まえ、令和2（2020）年度は人数を縮小して実施した。また、各実習の訪問指導の際には、保育所（園）や幼稚園、児童館、社会福祉施設等に就職した卒業生の様子等を聞き取り、学科会議や実習担当者会議で共有した上で学習成果の点検に活かしているが、令和2年度は、電話連絡によって施設からの聞き取りをおこなった。

(2) 令和2（2020）年度も、実施したアンケート結果を踏まえて学生支援委員会（就職）で議論し、各学科へ情報共有し学修成果の点検に活用している。

総合ビジネス学科では企業等及び病院実習先との意見交換を踏まえ、定期的に学科会議において必要なビジネススキルの中身の精査及び実施可能な検定の検討を随時行っている。令和元年度はビジネス能力検定B検ジョブパスの実施を加えることとした。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、沖縄県により数回の緊急事態宣言が発出されたことを受け、本学においても、遠隔授業が余儀なくされた。これに伴い、授業・学習管理システムとして Google classroom を導入することを決定したが、慣れない機器操作に対応が苦慮された。

広報活動や就職活動についても、中止や延期を余儀なくされた。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

授業の方法については、非常勤教員へのFDも複数回実施するなど、できる限り充実した遠隔授業を行うよう努めた。新型コロナウイルス禍により、前期当初から遠隔授業を実施することになったが、教育の質保証の観点から可能な限り面接授業の実施を検討した結果、前期の途中から学年ごとに週替わりで登校する分散登校に切り替え、授業の充実を図った。また、長期化するコロナ禍を見据え、早々に後期からも分散登校に合わせた時間割を編成して、感染防止対策を行いながら、面接授業と遠隔授業を交互に実施するように努めた。

就職活動については、与那原町と合同でオンラインによるインターンシップを実施することができた。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

- ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
- ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

(1)①学習成果の獲得に向けて、総合ビジネス学科の教員（以後、教員）は7名の専任教員という少人数の利点を生かし、学科会議を通して学生支援に向けて取り組んでいる。児童教育学科の教員（以後、教員）は、学科全体及び各コースを中心とした関連する授業科目の担当教員における連携を踏まえ、学科会議を通して学生支援に向けて取り組んでいる。シラバスに関しては、両学科とも非常勤講師を含む教員が参加するFD研修会において、成績評価に関する観点について共通理解を図っている。教学委員会等で検討される成績評価に関する決定事項等は各教員に報告され、シラバスに示した成績評価基準により、学習成果の獲得状況を評価している。

②教員は毎学期の成績評価の終了後、学科会議において各学科の学習成果である GPA、単位取得状況等を公開し、学習成果の獲得状況を適切に把握している。卒業判定時と同様である。

③教員は、学生による授業評価を学期ごとに受けている。授業評価の結果の個票には、教員個人の授業評価アンケートの集計結果と全教員の平均値、学生からの自由記述が掲載されている。この結果を受けて、各教員は学生の学習成果の伸張の把握に努めるとともに、自らの授業改善に役立てている。

④教員は、同一科目を共有する担当者間でシラバスの共通化を図り、さらに、学科会議等で講義の進行状況を公表し、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。授業によっては同一科目を共有する担当者間でシラバスの共通化を図ることも取り組まれている。また、専任教員は、担当する関連科目担当の非常勤教員とも適宜連携を取り、情報共有を図っている。

⑤教員は、成績評価及び検定取得状況、免許・資格取得状況などの学習成果を学科会議及び非常勤懇談会等を活用して公表し、それらの結果をもとに教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑥総合ビジネス学科では、新学期ごとのオリエンテーション時に学修ポートフォリオ、時間割、履修に関する資料等を配布し、ゼミ担当教員が丁寧に履修指導を行っている。

1年から卒業時までゼミ担当者が指導を行い、課題を有する学生及び支援を要する学生に対して面談を行っている。その際、報告書を活用し、学生指導に役立てている。面談内容については学科会議で情報を共有し、履修及び卒業に至る指導を行っている。また、学習成果を獲得するために習熟度及び到達度別のクラス分け（パソコン、簿記、他）、必要に応じて検定対策等を行っている。

児童教育学科では、オリエンテーション時に学生便覧を用いて履修指導を行っている。また、履修カルテを作成して、学生が自身の履修状況について把握できるようにしている。課題を有する学生及び支援を要する学生に対しては、各実習指導教員やゼミナール担当教員との連携を踏まえて、クラス担任を中心に履修や卒業に向けた学生指導を行っており、必要に応じて保護者も交えて面談を行っている。面談の内容については学科会議において情報を共有し、履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2)①事務職員は、それぞれ所属する部署の職責を果たすことによって学生の学習成果の伸長を確認して、学生が学習成果を獲得しやすい環境づくりに努めている。

総務企画課	規程の制定・改廃、教育環境の維持
教学部 教学課	履修指導・成績記録について規程に基づく管理 出席不振や成績不振学生への対応、奨学金、健康に関する相談への対応、就職活動のサポート
教学部 入試広報課	学生募集活動 入試の実施
教育研究部 図書館	図書貸出・レファレンスサービス、ICT 機器利活用支援
教育研究部 教育実践研究支援センター・子育て・とも育ち支援室	公務員試験等対策講座の実施など

②教育改善活動に全教職員で取り組むため、教授会、各種委員会について事務職員も委員の一員として業務にあたり、教育目的・目標の達成状況について把握している。FD・SD も協働で行い、事務職員も教学的な情報の収集や資質向上に積極的に取り組んでいる。

③事務職員は、それぞれの所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。また、横断的な学生支援を行うために、月に 1 回、部署長会議を開催し、各部署の役割と業務内容について把握している。

④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。成績記録は科目

ごとに採点表と出席簿をファイルし、年度末に卒業確定者の個別成績一覧を印刷してファイルしている。

(3)①図書館は、図書館司書の資格を有する専門職員3名を配置し、その内専任職員1名、非常勤職員2名の体制で学生の学習支援に努めている。また、専任職員の資質向上を図るべく、現在加盟する私立短期大学図書館協議会、沖縄県大学図書館協議会及び沖縄県図書館協会等が主催する研修会に職員を積極的に派遣し、研修で得た専門知識を活かした図書館サービスの充実及び学生の学習向上の支援に繋げている。

図書館の運営は、図書館委員会（図書館長、両学科の代表教員各1名、司書1名、合計4名による構成）が主管し、毎月開催される同委員会会議において学生の学習向上の支援に向けた運営方針の検討及び図書館サービスの点検・評価を定期的に行っている。

②豊富な専門知識を有する司書によるきめ細やかなレファレンスに加え、入学時のオリエンテーションや授業を通じて、適宜、図書館利用に関するガイダンスを実施するなど、図書館の利便性の向上を図っている。

また、図書館システム（オンライン蔵書目録＝OPAC）の活用により、効率的な資料検索及び検索支援を図るなど、利便性の向上に努めているほか、定期的な蔵書点検、所蔵する図書資料一覧表や紙媒体からWeb媒体に移行した統計資料のサイト一覧表作成等、積極的な利便性の向上に努めている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、図書館の利便性を維持するべく、図書館内及び入口付近の消毒をはじめ、入館者への手指消毒、三密回避の対策を講じたほか、貸出図書の返却の際には24時間以上の隔離放置等、徹底した感染拡大防止を図りつつ、図書貸出・返却サービスの運営といった最低限の図書館利用を維持することができた。

③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営で活用している。令和2年度は新型コロナウイルスの感染防止の観点から遠隔授業を余儀なくされたが、Google Classroomによる学習管理システムを導入するとともに、Google MeetやZoom等のテレビ会議システムのほか、様々なアプリケーションを活用した新たなアクティブラーニングの実践を試行する等、学生の学習成果の獲得に努めている。その際、FD・SD委員会を中心に数回のFD研修を実施し、使用方法とルールについて周知を行うなど組織的な教員の資質・能力の向上に努めた。また、授業の成績管理についてもWEB入力に切り替えることで、管理集計の効率化を図るとともに、迅速な学習成果の把握を図っている。

「コンピュータ教室は、コンピューター機器60台（デスクトップ型）及び授業管理システム（学生の画面がみれる、先生の画面を見せる、アンケートをとる、課題を提出させる）を配置・管理し、授業及び大学運営における活用を推進している。」

図書館はコンピュータ機器13台（デスクトップ型PC9台、ノート型PC2台、タブレット型PC2台）を管理し、授業及び大学運営における活用を促進している。主な用途としては、教育研究活動における資料検索のほか、ゼミナール等の授業に際し、レファ

レンスの指導等に館内のコンピュータを活用して学習を支援するなど、多面的な活用を促進している。

④学内には有線 LAN の他、無線 LAN のアクセスポイントがあり、授業内外において、Wi-Fi を利用したインターネット通信が可能である。教職員は学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進しており、総合ビジネス学科においてはインターネットを利用した WEB 登録で履修登録を行っており、コンピュータから登録しなければならない。また、奨学金の手続きも、学内のパソコンを利用して行っている。

新型コロナウイルス感染症防止の観点から、本学への求人情報にパソコンからアクセスできる仕組みを整えるとともに、オンラインインターンシップを実施したり、オンライン面接の指導をするなどしている。

図書館では、図書館司書による図書館ガイダンス及びレファレンス業務を通じて、学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。具体的には、オンライン蔵書目録（OPAC）及び各種新聞（日本教育新聞及び県内地方紙 2 社）データベースのオンライン利用方法、視聴覚資料（CD・DVD）の視聴方法について周知し、利用の促進を図っている。

⑤教職員は教育課程および学生支援を充実させるために、日々のやりとりや FD・SD 研修を通してコンピュータ利用技術の向上に努めている。また、教育実践研究支援センターにおいては、教職員及び学生のコンピュータ利用技術の向上を図るべく、ICT 機器類の利活用支援を継続して行っている。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

(1) 入学手続き者に対しては、入学前に本学の授業や各種イベント、サークル・クラブ活動及び学生生活等についての情報を大学案内のパンフレットや本学ウェブサイト等を通じて発信している。また、学科ごとに設定した入学前課題を実施することで、入学後の授業に関する事前の情報を提供している。総合ビジネス学科ではキーボードのタイピング、e-learning 教材、新聞のスクラップ、漢字検定の問題集を課しており、これらの課題が学科のどの科目に関連したものかを一覧表に提示することで入学後の学びに繋がられるように工夫している。児童教育学科では課題図書感想文、子どもに関するニュース等についての新聞スクラップ、e-learning 教材等の入学前課題を課している他、参加が可能な入学手続き者を対象として、本学校舎においてピアノの指導を行っている。

(2) 入学者に対しては入学後に新入生オリエンテーションを実施し、オリエンテーション用資料、学生便覧、履修要覧を使って履修指導を行うほか、講義マナー等、学生生活に関しての指導を行っている。令和2年度はコロナ禍での対応の必要から、メール等を活用しての指導等も行った。総合ビジネス学科ではフレッシュマンゼミナールにて、児童教育学科では各クラス担任にて引き続き履修指導を行っており、科目の履修漏れがないようにしている。科目の選択について、総合ビジネス学科では全学年の学修ポートフォリオの中にカリキュラムツリーを記載し、科目選択のガイダンスに活用している。児童教育学科では学生便覧や履修要覧などに記したカリキュラムマップを用いて履修指導を行っているが、一部の科目を除いてクラス毎の時間割に沿った履修となっている。履修カルテを使用した指導については、新型コロナウイルス感染症防止の観点から全員を集めたクラスミーティングを行うことが難しく、実施することができなかったが、Google classroomを活用して、担任から履修状況の厳しい学生については、個人でやりとりをするなど行った。

(3) 総合ビジネス学科では必要に応じて高校時代に取得した検定、資格等を取得単位として認め、習熟度別のクラス編成を行うなどして、学生のモチベーションに配慮した教育課程を編成している。児童教育学科では、学科内のコースによって選択できる免許・資格の取得やそれに係る実習の実施に向けた動機づけに焦点を合わせて学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。また、諸事情で実習の時期がずれる学生に対しては、動機づけに配慮しながら受講すべき科目についての履修指導を行っている。

(4) 学習成果の獲得に向けて、大学では学生便覧や履修要覧を発行し、総合ビジネス学科では学修ポートフォリオを、児童教育学科では履修カルテを発行し利用している。

履修モデルは印刷物を学生に配布するとともに、ウェブサイトにも掲載している。ただし、履修カルテについては、令和 2 年度はほとんど対面授業ができなかったことから、その説明をする時間をとることができず、実施が困難であった。

(5) 基礎学力の不足等、課題のある学生への学習支援については、これまで学科及び教学課を中心に情報共有され、必要に応じて教員（クラス担任あるいはゼミナール担当教員）が個別対応に当たっているが、補習授業等の措置は講じていないのが現状である。

(6) 学習上の悩みなどの相談及び指導助言についても従来、教員が各々のオフィスアワーをシラバス上に提示して周知を図るとともに、学生からの要請に応じて相談・指導助言を行っている。しかし、組織的な相談・指導助言を行う体制の整備には至っていないのが現状である。

(7) 本学では、通信による教育は行っていない。

(8) 上記(3)と同様に、総合ビジネス学科では習熟度別のクラス編成により、進度の早い学生への対応を行っている。優秀な学生に対する学習支援の取り組みとして級数の高い検定等への個別指導、進学編入指導を行っている。

(9) 両学科とも、留学生の受入れや派遣（長期・短期）は行っていない

(10) 学習成果の獲得状況について、両学科とも学期ごとに学科会議にて GPA を確認し、特に GPA が著しく低い学生については学習支援に向けた情報の共有を図っている。また、欠席が 3 回を超えた時点で教学課と連携して学生の周知を図り、個別面談を行っている。児童教育学科の実習指導について、例年は対面で実習施設を訪問するところ、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から対面ではなく電話での対応となった。学生と実習先の双方からの評価の聴き取りを行ない、教員間でその情報を共有することで学生の状況を把握し、指導・支援を行っている。これらの情報をもとにして、学習支援方策を点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮してい

る。

- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

(1) 教員と事務職員が連携して学生支援に取り組んでいる。ベースとなるのは、総合ビジネス学科ではゼミナールの指導教員、児童教育学科ではクラス担任であるが、各教職員が連携して学生支援にあたっている。組織的には、教学課所管の委員会である学生支援委員会が学生支援について取り扱っている。学生支援委員会は、学生支援と就職支援に分かれており、それぞれ教学部長、教学課長、両学科から選出された1名の教員で構成されている。そこでは「奨学金」「修学上の配慮」「就職活動」「インターシップ」「課外活動」などについて検討している。

(2) 平成27(2015)年度に新キャンパスへの移転を機にサークル棟を設置し、体育館の利用時間も充実したことにより、学生自ら積極的に課外活動に取り組める環境が整っている。サークル活動や学外活動に対する予算面での支援も、教育活動費や後援会からの学生活動費等によって充実している。「クラブ・サークル活動」については、児童文化研究クラブの1クラブ、「スポーツサークル」、「女子バレーボールサークル」の運動系サークルと、「プログラミングサークル」、「SDGsサークル」、「園芸サークル」、「手話サークル」などの文化系サークルがある。また、学生会は主体的にイベントを企画し、学生同士や必要に応じて学生と教職員が協働で運営できるように取り組んでいる。学生会が企画した各イベントに関しては、実施前後に学生支援委員会を通して教職員が情報を共有することで、企画への助言等を行っている。さらに、学生会の協議の場に学生支援課担当職員や必要に応じて教員も参加しながら側面的に支援をしている。

(3) 学生の憩いの場として、学生ラウンジには60席以上の席を設け、テラス席も整備

されており、昼食時間を中心に教員と学生のコミュニケーションの場となっている。また、小規模ではあるが書店も設置されており、書籍や文具等、学習に必要な消耗品等が取り揃えられている。校舎棟の 2 階には自主学習の出来る場所としての「学びの部屋」や「自習室」も設置され、空き時間を利用して課題等に取り組む学生の姿が見られる。キャンパス・アメニティとして、女性用トイレにはパウダールームも設置され、日頃から身だしなみに気をつけるよう心がけているほか、校舎棟の 3 階には交流広場も設置し、休憩時間には多くの学生が寛いでいる。

(4) 県外や離島出身の学生も在籍している中、入学時には大学周辺の住宅情報や不動産の紹介を行っており、教学課の掲示板においても近隣の住宅情報のチラシなどを掲示して情報提供に努めている。県外や離島からの学生が入学の際に大学周辺のアパート等を賃貸契約した場合には、遠隔地学生住居支援金を給付している。また、2018(平成 30)年度の入学生からは一人暮らしの新入生を対象に教職員との情報交換の場として「やどかり・カフェ」を開催しており、今年度も実施した。参加した一人暮らし学生の声については、後日、学生支援委員会や学科会議等で情報を共有している。

(5) 通学に関しては、ほとんどの学生が自家用車、バイク通学をしている状況にある。令和 2 年度はこれまで学内と学外に設けていた駐車場を統一して学内駐車場の整備を行い、330 台余の駐車場を完備し、遠方からの学生を優先して駐車を許可している。また、駐車場以外に 30 台程度の駐輪場も整備している。多くの学生が自動車通学をしていることから、新入生オリエンテーションにおいて地域の警察署や自動車学校の協力を得ながら注意喚起、交通マナー指導徹底を行っているが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施することができなかった。

(6) 経済的支援について、これまでの学内奨学金制度の見直しを行った。令和 2 年度は本学独自の学内給付奨学金として、学業、人物ともに優秀な学生で経済的理由により修学困難な学生を支援するための「学業成績優秀者奨学金」(100,000 円)を新設し、10 名(1 年次 6 名、2 年次 4 名)に給付した。また、建学の精神や教育目標を基に、自ら積極的に学内外の活動に取り組み、大学に対して貢献度の高い学生へ給付する「しらゆり奨学金」(100,000 円)も新設し、3 名に給付した。「親族在学者奨学金」(100,000 円)は、親族が同時に在学している学生に対して給付するもので、1 組 2 名の学生に給付した。その他「金秀青少年育成財団奨学金」(100,000 円)を 3 名、「千代田ブライダル奨学金」(100,000 円)を 2 名、「吉武登奨学金」(100,000 円)を 4 名、「鎌田佐多子奨学金」(100,000 円)を 2 名に給付したほか、令和 2 年度に限り、新型コロナウイルス感染症拡大のための経済的困窮な学生の支援のための「金秀財団奨学金」があり、一人当たり 100,000 円を 5 名に給付した。

なお、毎年実施していた海外(ハワイ)研修が、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止せざるを得ない状況となったため、海外研修奨学金は執行されなかった。各種奨学金の選考にあたっては、両学科の意見を聴取し、学生支援委員会で決定している。

令和 2 年 4 月よりスタートした高等教育無償化制度の給付型奨学金・授業料減免制度は約 2 割の学生が該当しており、日本学生支援機構の貸与型奨学金（一種・二種）は 6 割から 7 割の学生が利用している。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大によって休業、解雇、勤務縮小等による収入の減少及び在宅における遠隔授業等により経済的負担が増加していることに鑑み、後援会の予算を活用して本学独自の「特例新型コロナウイルス修学支援給付金」を創設し、学生全員に一律 3 万円を給付した。また、平田美紀教育基金として、パソコン 30 台を購入し、遠隔課題でパソコンが必要な学生に、学内での貸し出しを行った。

(7) 学生のメンタルヘルスケアや健康管理については、保健室に養護教諭が常駐し、日常的に支援している。また、校医も月 1 回配置されており、学生の健康管理はもちろん、メンタル面での対応も必要に応じて行っている。さらに、学生が予約を希望した場合には本学が依頼している公認心理師へ繋ぎ、カウンセリングを行なっている。

(8) 学生生活に関しては、教学課の学生会との連携や教職員の日常的な学生との関わりを通して、学生の意見や要望を聴取するように努めている。また、教育実践研究支援センター主催で「トーキングカフェ」を開催し、学生と教職員の懇談の場として意見を聴く機会を設けているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から実施できなかった。

(9) 留学生支援に関しては、平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度の 2 年間、ベトナム国籍の 3 名の留学生が在籍し、当該留学生が所属するカトリック教会などの関係機関と連携をとりながら支援を行った。令和 2 年度は外国人留学生の入学者がいなかった。

(10) 社会人学生の支援については、少しでも学習に専念できるよう、これを対象とした奨学金を設けている。また、現役の学生とは異なり子育て等との両立などで苦慮している場合もあるため、必要に応じて相談等を行っている。

(11) 障がい者の受け入れについては、障がい者用専用駐車スペースやエレベーター、多目的トイレの設置のほか、点字ブロックの案内等、ユニバーサルデザインに基づいた設備を整えている。また、平成 30（2018）年 9 月より障がい学生支援委員会を設置し、組織的な支援体制の整備に向けて取り組んでいる。令和元（2019）年度からは公認心理士を配置し、配慮が必要な学生の個別面接を行っている。さらに、配慮が必要な学生のニーズを受けるための配慮願い（個別支援計画）をもとに、専任教員と当該学生が受講する授業担当の非常勤講師に各授業での合理的配慮について情報共有を行い、対応している。令和 2（2020）年度は遠隔授業が多くなり、配慮が必要な学生は申し出てほしいとメールを通じて呼びかけを行うとともに、相談をしたいときの連絡先の周知を行って、学生支援を強化した。

(12)長期履修生の受け入れについては、平成 28（2016）年度に教務委員会を中心に規程の一部を見直し、必要に応じて審議している。令和 2（2020）年度には対象学生はいなかった。

(13)学生の社会的活動も積極的な参加が求められる中、近年は多くの企業や小学校・幼稚園や保育園、福祉施設等からボランティアの依頼があり、教学課と学科とが連携して学生への周知等に努めている。特に、42 年余の歴史を持つ本学の学生サークル「児童文化研究クラブ」の活動は地域社会から高く評価されており、保育・教育現場からの公演依頼が多い。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から公演依頼はなかったが、児童文化財の製作などを行った。また、園芸サークルでは、本学の建学の精神にも謳われている「しらゆり」にちなみ、テッポウユリを種から育て、卒業生と教職員に球根の苗をプレゼントするという、卒業時に改めて建学の精神や母校愛に繋がる取り組みを行っており、卒業生や保護者などから好評を得ている。

その他、本学の所在地である与那原町との包括的な連携・協力に関する協定に基づく取り組みとして、両学科の学生が各種の地域貢献活動に参画している。総合ビジネス学科の学生が令和元（2019）年度より町内の交通戦略を提案するためのワークショップに参加し、まちづくりに関する審議会委員の委嘱を 1 名が受けている。また、イルミネーション点灯式の実行委員として、両学科の学生が積極的に企画・運営に参画している。一方、児童教育学科では、これまで継続して放課後学習支援員として町内の児童館における放課後学習支援員として小学生や幼稚園児と関わる有償の学習支援ボランティアを継続して取り組んできた。これは学生の学習意欲・自己の成長にもつながる有意義な活動であり、令和 2（2020）年度も同様に依頼されたが、新型コロナウイルス感染予防の観点から実施には至らなかった。

また、本学も加盟校である「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄」において実施している事業「子どもの居場所学生ボランティア」を通して、希望する学生が主に貧困対策を背景とした子どもたちへの学習支援や交流活動も行っている。その他の地域でのボランティア活動も含めて、このような取り組みを通して地域社会の一員として一定の評価を受けている。

なお、ボランティア活動については、一部、依頼者側のボランティア保険の加入がないところもあり、保険については今後、検討する必要がある。

その他の身近なボランティア活動としては、学内においてオープンキャンパスの際に在学生から有償ボランティア「沖女サポーターズ」を募っている。学生は参加者の誘導など、当日の運営に関わる他、在学生の立場から高校生にアドバイスを行うことで、本学のアピールに貢献している。

以上、学生が取り組む様々な社会的活動については、就職活動などにおける履歴書や推薦書などにも記載することで、本学として評価する取り組みについて記載するようにしている。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

(1) 就職支援のための教職員の組織として学生支援委員会(就職支援)を設定しており、委員長に教学部長、各学科から選出された3名の教員(総合ビジネス学科1名、児童教育学科2名)と教学課職員で構成されている。これにより、学科と教学課とで連携を密にしながら、キャリア支援に取り組んでいる。

(2) 校舎棟の1階には就職相談室が設置されている。沖縄県新規学卒者総合支援事業により県内各大学に専任コーディネーターが配置され、就職率の向上を図っているが、本学にもコーディネーターが常駐しており、親身になって就職活動に関する相談及び支援業務を担っている。就職コーディネーターとの面談は基本的に予約制を取っており、個人面談を行うほか、就職活動に関する心構え、履歴書、エントリーシートの書き方の指導、模擬面接等、非常にきめ細かい指導・アドバイスを行っている。

個別面談の希望者が多い場合は、常駐する就職コーディネーターのほかに就職支援コーナー(1Fに併設されている資料コーナー)を活用した就職支援活動として、ハローワーク那覇や沖縄県キャリアセンターからの出張相談も行なっている。企業説明会や個別相談の案内等は学内掲示板だけでなく、教務システムを利用して学生に一斉メールの配信やゼミナール等を活用して資料を配布する等、個々の学生に適切に情報が伝わるように周知している。

(3) 就職試験対策として、就職ガイダンスや履歴書・面接対策講座、筆記試験対策講座、グループディスカッション対策講座、就活メイクアップ講座の他、他の機関等との連携でインターンシップや県外就職合宿の斡旋、支援等を行っている。資格取得と検定試験の受験については、学期の始めのオリエンテーション時において、履修ガイドと学習ポートフォリオを使いながら、履修指導を行っている。

総合ビジネス学科では秘書士⑩、ビジネス実務士⑩、観光実務士、医事管理士、医療管理秘書士などの資格が取得できるようにカリキュラムを編成している。資格取得に向けて、ゼミ等での履修状況の確認を随時行っている。また、検定対策に関しても検定担当の教員が随時指導を行っている。

「総合ビジネス学科で受験できる主な検定試験」

秘書系の検定試験	コンピュータ系	その他
・秘書検定	・日本語ワープロ検定	・社会人基礎力検定

・ビジネス文書技能検定 ・サービス接客検定 ・ビジネス能力検定(B検) ジョブパス	・情報処理技能検定(表計算) ・文書デザイン検定 ・プレゼンテーション作成検定 ・パソコンスピード認定試験	・日商簿記検定 ・リテールマーケティング検定(旧販売士検定) ・メンタルヘルスマネジメント検定 ・FP技能検定 ・漢字検定 ・英語検定 ・ニュース時事能力検定
--	--	---

児童教育学科では、小学校教諭や市町村の保育士・幼稚園教諭に関する就職支援として、教育実践研究支援センターが主催する対策講座に教員を派遣している。また、心理教育コースにおいては、ピアヘルパー受験資格取得のための試験に備えた対策講座を学科の教員が担当して開催している。

両学科とも、学科会議及び卒業判定会議時に学生の就職活動に対しての支援体制に関する振り返りを行っている。学生の受講態度やアルバイトの状況、成績、就職状況、就職活動及び進学希望者などの情報を共有し、次年度への学生支援の充実に取り組んでいる。

(4)卒業時に学科ごとに就職状況調査を行い、その結果を分析・検討し、学生の就職支援に活用している。

(5)進学に対する支援については、入学前は大学案内を通して、入学後は教学課主催の説明会等で、4年制大学編入学に関する指定校一覧と前年度の編入学の実績を提示しており、編入学に関する情報を提供しつつ、学生からの個別相談に応じている。また、留学に関しては、外部団体と連携しながら説明会を開催し、必要に応じて個別に支援している。

教学課では進学希望者に対して随時、カウンセリング、編入学試験対策等を行い、就職支援を行っている。

総合ビジネス学科では、志願理由書や小論文の添削指導のほか、模擬面接、編入学を視野に入れた履修指導等を専任教員が丁寧に行っている。

児童教育学科では、志願理由と編入希望大学について検討した上で、志願理由書等の添削指導や面接指導等を専任教員が丁寧に行っている。

姉妹校であり、本学にサテライト校を設置する岐阜女子大学への編入希望者に対しては、2年生の進学希望者に対して例年4月～5月に大学紹介のための説明会を開催している。7月には第一期募集について説明会を開催し、残り4回の受講については個別に進学説明会を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から学生支援が難しかったた

め、パソコンの保有状況について尋ねるアンケートや生活状況について尋ねるアンケートを実施した。それでも、遠隔授業についていけない学生のサポートや、心理的なサポートが課題となった。卒業対象学生に対しては満足度調査を行っているが、そこで得られた知見をどのように学生支援に活用していくのが、課題である。

学生の図書館の利用状況は定期試験や課題レポート、卒業論文執筆のほか、各種資格検定試験及び実習の時期に集中しており、週末や連休、夏期休暇等の長期休暇期間の利用率の向上が課題である。

図書館は、令和2年度より新たに設置された教育研究部の管轄下に置かれ、教育実践研究支援センター及び子ども子育て・とも育ち支援室と連携したラーニング・コモンズとしての新たな機能を担うことが求められている。しかし、具体的な連携事業等の実施には至っておらず、特に学習に躓きのある学生への学習支援に向けたリメディアル教育の充実に向けて、他部署との連携を図る必要がある。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、大学が発出する行動指針を踏まえて開館の可否を検討する必要がある、感染拡大防止の観点から、開館時間、入館者、座席数、館内利用時間、PCの利用台数の制限など、利便性に一部支障をきたした。

学生に対する学習支援や相談、指導助言など、組織的な体制の構築が課題となっている。現状では学生の求めに応じて教員が個別に対応しているが、学生が自身の基礎学力不足の認識が十分でなかったり、教員の支援を必ずしも求めないケースも考えられることから、補習授業等をはじめとするリメディアル教育の充実に向けた組織的な体制の構築が課題である。令和2年度のコロナ禍においては、遠隔授業にうまく対応できない学生やICTスキルの熟達度のバラツキによって、遠隔授業にうまく対応できない学生や教員に対する一部の教員への負担の集中などの課題が見受けられた。今後、こうした多面的な学習支援の要請に対応するためにも、組織的な支援体制を構築することが課題と言える。

学生生活に関する個別相談については学生個人のプライバシーに関わることも多いことから、トーキングカフェのような座談会的な企画にはそぐわない面がある。せめて座談会のような、リモートでも学生及び教職員間で情報共有ができる交流の場を創出できていないかと検討したが、実際、参加を希望する学生がほとんどなく、実現には至らなかった。学生のニーズを十分に把握しきれていないことが課題である。

社会人学生については、子育て・介護等を含む家庭生活と学業との両立など、社会人学生特有の悩みといった共通の背景があると推察されることから、社会人学生同士の情報共有を図る交流の機会を創出したり、教職員との座談会などを企画したりして、相談・指導助言を行う等の継続的な取り組みが必要と思われるが、実現に至っていない。

学生や学科の教員からの要望によって就職のための資格取得に向けた新規の対策講座に取り組んだが、部署間の調整が不十分で講師の報酬が予算化されていなかったため、他の講座と同様に講師料を支給することができなかった。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行で、企業へのインターンシップは困難であったが、与那原町との協定に基づき、「オンラインでインターンシップ」を与那原町と協働で行った。参加した学生の成果報告から内容も充実していたことが伺えた。さらに、新たな試みとして、両学科別に就職セミナーを実施することで、学生のモチベーションを保つ工夫を行った。

本学同窓会が主催して、本学卒業生が経営する保育園の合同説明会も実施した。これは、教学課と児童教育学科とで連携し、卒業生から学ぶという視点も含めた画期的な取り組みとなった。

感染対策上、小規模ではあるものの、一人暮らし学生への支援であるやどかりカフェは実施することができた。

図書館では、令和2年度に両学科の専門分野をはじめ、地域文化等の教養にいたる幅広い分野のパスファインダー34件を作成し、情報収集の利便性を図ることで、学習成果の向上に繋げた。「オススメ本コンテスト」や「Web選書ツアー」、定期的な企画展示(33件)、参考図書リストの作成、推薦図書コーナーの常設など、授業と連動した学習支援を行っている。学生の図書館利用促進を目的として、印刷物やブログ「沖女LiBLOG」及びデジタルサイネージを通じたイベントや推薦図書の紹介を行っている。その他、社会的注目を集めるSDGs関連の資料を集めたSDGsコーナーや、マルチメディアデイジー図書のコーナーを新設など、更なる利便性向上を図った。コロナ禍による図書館利用の制限に伴い、オンライン蔵書目録(OPAC)及びNII学術情報ナビゲータ(CiNii)の利用方法に関する資料や沖縄県内公共図書館・資料館の一覧表を作成することで、学外から資料検索ができるように整備した。また、密集回避の目的で、図書貸出事前予約サービスの実施や校舎外側での図書の授受など、臨機応変に対応した。

コロナ禍に伴い、8月の前期終了時点において学生の遠隔授業の学習環境の実態調査を実施し、遠隔授業に必要なPC等の所有率及び自宅の通信環境等を明らかにし、必要に応じて大学所有のPC機器類を貸与するなどの措置を講じた。また、学習上の悩みなどの相談を学生に促し、一定の相談・指導助言を行った。

また、令和2年度より教育研究部 教育実践支援センターに特別任用職員として学修アドバイザーを1名配置し、学生の学習上の悩みや進路相談等に個別対応しているほか、教員の教育研究活動上の相談・助言等を行った。

令和2年度の教員採用試験の一次対策講座については新型コロナウイルス感染症拡大状況下で実施されたが、感染拡大防止の観点から対面授業及びオンライン授業のハイブリッド型で臨機応変に対応するなど、初の試みではあったが、無事に実施することができた。また、次年度についても不測の事態に備えるべく、全ての授業を動画撮影するとともに、テキスト及び参考資料等のデジタル化を図った。こうしたデジタル・コンテンツを次年度以降の対策講座に活用したり、個別学習用に提供するなどの利活用について検討していきたい。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

①カリキュラムの体系的な検証・改善

各学科の人材養成像に基づいた学習成果を獲得できるバランスの取れた特色あるカリキュラムを両学科とも検討している。各学科ともにゼミナール担任及び担任制によってきめ細かに学生の状況を把握に取り組んでいるが、学習に関する個別指導をさらに徹底する観点からもカリキュラムツリー・カリキュラムマップ・履修モデル等の検証・改善が必要となる。これらについて総合ビジネス学科においては確定しているものの、児童教育学科ではカリキュラムツリー等について確定できておらず、検証・改善に至っていない。

②学生の経済的な支援体制の充実強化

平成 29（2017）年度より新たに、国内研修奨学金、特待生奨学金、学業成績優秀者奨学金、遠隔地学生住居支援奨学金、沖縄県離島学生支援奨学金、社会人学生支援奨学金、被災学生奨学金を創設した。さらに、令和元（2019）年度はより前学長の鎌田佐多子奨学金が給付され、また、学外奨学金では那覇西ロータリークラブ奨学金も新たに追加された。

③課外活動に関する支援と学習成果の発信

学生支援委員会を中心に教育実践研究支援センターと連携をとりながら、サークル活動、ボランティア活動、学生会活動の充実発展に繋げている。また、大学祭では、建学の精神及び各学科の養成像を踏まえた上で、各学科の特長を生かした学習成果を学内外に発信している。

④就職支援と相談体制

就職支援については、就職委員会を中心に職業教育の方針について検討している。また、総合ビジネス学科の 1 年生を対象にした就職に向けたキックオフセミナーは、学科と学生支援課担当者が密に連携をとりプログラムの充実を図った。就職に関する相談支援体制については、学生支援部及び教育実践研究支援センター、学科との連携の下、就職コーディネーターを積極的に活用しながら、きめ細かな個別指導を行っている。

⑤アンケート等を活用した状況把握と学習成果の質向上

授業評価アンケートや卒業年次に対する満足度調査を通して学生の状況把握を行っている。また、企業や保育所、小学校等との懇談を通して得られた情報を活用して、カリキュラムや就職支援プログラムの検討を行っている。平成 29（2017）年度からは就職先に対する卒業生の評価に関する調査も実施している。これらの結果等を検証し、

学生支援体制の改善に繋げている。なお、授業評価アンケートの回収率の向上を図るために、FD委員会を中心として、学科、教授会等と連携して検証を行っている。

⑥入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の検証

平成27年度より施行された新たな建学の精神や教育目標、地域社会の求めるニーズ、学生の現状などを踏まえ検証を行った。大学入試制度改革も併せて、入試管理委員会及び学科会議を通して平成30年度より検証を行い、令和元年度より改訂されたのを適用した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今年度は年間を通して新型コロナウイルス感染対策を講じつつ学内整備に対応してきたが、様々な面で模索し始めた年度当初から比べると、対応策を具体的に検討できる状況が蓄積されつつある。授業・学習管理システムとして導入したGoogleClassroomを始めとしたICT環境については、学生・教員ともに活用のスキルや程度に差があることから、アンケートを活用してハード、ソフト両面についての実態を把握する。学習環境のみならず、広報活動や就職・進学などの進路支援についてもオンラインによる取り組みを活用することで、対面が制約された状況下でも有効な活動ができるための環境整備を継続して取り組んでいく。これらの支援の担い手として、組織的に対応できるよう、教職員のスキルアップにつながるFD・SD活動を活発にできる環境を整備する。

図書館について、恒常的な利用を促進すべく、定期的な取り組みを検討・実施していきたい。具体的には各学科と連携して、長期休暇中に図書館を利用してもらうための特別課題を設定したり、読書活動を促進するための特別講演会を企画したりするなど、学生及び教職員のニーズを把握しながら、実効性のある措置を講じていきたい。

今後とも新型コロナウイルス感染症拡大を見据え、より安心・安全に図書館を利用できるよう、感染拡大防止を徹底するとともに、他の図書館の運営状況や基本方針、制限措置等の情報を積極的に収集し、コロナ禍における更なる図書館の利便性の向上を図りたい。また、貸出・返却図書の管理については、現行の隔離放置の処理に加え、より有効な処理方法について検討したい。例えば、他図書館で一部導入されている図書除菌機の利用等、その効果やコスト面について情報を収集するなど具体的に検討を進めていきたい。

デスクトップ型PCのように固定化されたコンピュータ機器は、今年度同様、今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から利用を制限する場合を想定し、次年度はノート型PCやタブレット型PCの整備を図ることで、館内での利用促進を維持できるよう、事業計画・予算案策定段階から検討を進める。

教育研究部が統括する三部署（図書館、教育実践研究支援センター、子ども子育て・とも育ち支援室）の連携の下、補習授業等をはじめとするリメディアル教育の充実やラーニング・コモンズとしての機能を実効性あるものにするためには、各部署の事務分掌を俯瞰的に把握し、それぞれの業務バランスや予算編成等の見直しを図ることか

ら取り組んでいきたい。補習授業等をはじめとするリメディアル教育の充実に向けた組織的な体制の構築に向けて、まずは主管する部署を明確化した上で、他部署との連携体制を整備していきたい。その上で、主管部署を中心に他部署と連携を図りながら、リメディアル教育の事業計画策定を進めていきたい。

学習上の悩みなどの相談及び指導助言についても、これまで通り、教員による個別対応を行うと同時に、組織的な相談・指導助言を行う体制の構築を目指していきたい。特に学生の学習上の悩みの背景には、しばしば人間関係や生活環境等の複合的な問題を孕んでいるケースが散見されることから、部署間の連携を通じた包括的な支援の構築を模索していきたい。特に社会人学生についても、特有な背景に基づいた情報交換の場を設けるなどがあれば良い。これまで通り、教職員が平素より学生に声掛けをしてコミュニケーションを図りながら必要に応じて個別相談に応じるなど、相互間の信頼関係をより強固なものとすることで、リモートによる個別相談にも安心して参加してもらえるような風土を醸成していきたい。

就職支援については、教学部と教育研究部で調整し、次年度に向けて就職のための資格・検定試験等の取得に向けた対策講座の実施に向けて、事業計画及び予算編成も含めてどの部署が主管するか決定した上で、引き続き部署間の連携を図っていきたい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

(1) 本学は、総合ビジネス学科及び児童教育学科を設置しており、その教育研究上の目的の達成のための必要な教員組織を適切に編成している。

(2) 学校教育法第92条第1項及び第2項に基づき学長、教授、准教授、講師、助教を配置している。令和2年5月1日現在における専任教員数は短期大学設置基準第22条を充足している。

(3) 本学は、沖縄女子短期大学教員の採用規程に教授、准教授、講師、助教、助手の資格条件を定義している。専任教員の採用については、上記設置基準の規定を踏まえ上記選考規程により選考委員会で選考を行い理事会の議を得て理事長が行う。専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究実績、制作物発表、その他経歴等、上記設置基準を充足している。

(4) 専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）は、各学科、コースの教育課程編成・実施の方針に基づき、上記設置基準に即した教員配置と教育的効果を考慮した非常勤講師の配置を行なっている。

(5) 非常勤教員の採用は、沖縄女子短期大学教員の採用規程に基づき学科会議の議を経て教授会の意見を聴き理事長が採用している。

(6) 補助教員については、総合ビジネス学科の専門科目である茶道の授業において、

きめ細やかな実習指導を行うため、補助教員を配置している。

(7)教員の採用については、沖縄女子短期大学教員の採用規程及び学校法人嘉数女子学園就業規則に基づき行われている。昇任については、教員の昇任・手続に関する規程に基づき、人格、学歴、職歴、業績等総合的に勘案し選考され、学長は理事会に諮り承認を得ている。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

(1)専任教員は、専門分野に関する専門知識や技術について情報収集、法改正の動き等を把握することを目的として、所属学会や養成校の連絡協議会、研修会に参加して自己研鑽を重ねるとともに人脈形成に努めている。研究紀要にもみられるように「教育活動の実践例」が活発であり、教育課程編成・実施の方針に従い成果をあげている。

(2) 専任教員の科学研究費補助金、外部研究費等の獲得状況は以下のとおりである。

研究費の名称	研究課題名
科学研究費助成	身体活動・学力の同時的改善を可能にするアクティブ・ レッスン・プログラムの開発（研究代表者） 青少年の社会経済的不利と健康の関係に対する学校・ 地域の集合的効力の同時的修飾効果（研究分担者）
全国保育士養成協議 会ブロック研究助成	保育者としてのキャリア形成に資する保育所実習時の 「記録」に関する研究 ～基礎的な自己評価力の向上をめざした保育記録様式 の開発とその活用～
宇流麻学術研究助成 基金	沖縄県における就学前の障害児の保育・教育の現状と 課題調査
沖縄県未来のIT人材 創造事業補助金	動画教材による継続的なプログラミング学習の在り方 に関する実証事業

(3) 本学が整備している研究活動に関する規程等が以下のとおりである。

研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程

研究費の助成に関する規程

科学研究費助成事業に係る事務取扱に関する規程

科学研究費助成事業に係る間接経費の取扱要領

研究活動の不正行為への対応規程

研究活動の不正行為対策委員会規程

公的研究費の取扱に関する規程

紀要の体裁に関する規程

学術雑誌編集規程

(4) 研究倫理を遵守する取組みとして、「研究活動の不正行為への対応規程」の規定に基づき、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングを活用した研究倫理教育を定期的に行っている。

(5) 専任教員の研究成果を発表する機会としては、本学紀要が挙げられる。本学では学術雑誌編集規程に基づいて、紀要編集委員会が設置されており、同委員会が中心となり、紀要を年 1 回発行している。

(6) 専任教員の研究室は、校舎棟の 5 階に配置されており、専任教員に 1 人 1 室ずつ研究室が整備されている。研究室には電話回線、エアコン、本棚が設置されており、概ね快適な研究環境だと言える。

各研究室には有線の LAN のコンセントが設置されており、学内ネットワークに接続することにより、教職員専用のファイルフォルダや教員と学生の共用のファイルフォルダにアクセスすることができ、教育研究の向上と業務の効率化に寄与している。校舎棟の各フロアの廊下には無線 LAN のアクセスポイントを整備しており、無線 LAN にも接続が可能である。

(7)専任教員には研究費が助成され、学外での調査、学会発表、学会出席等が可能であり、教員の研究、研修等を行なう時間を確保している。

(8)専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は整備されていないため、今後検討を要する。

(9)FD 活動に関する規程は、令和 2 年 4 月の事務組織改編に伴い沖縄女子短期大学 FD・SD 委員会規程を整備した。この規程に基づき、両学科や教学課を中心に、FD・SD 活動を行っている。FD 委員会は、教学部長、教育研究部長、各課長、各学科等で構成されており、非常勤教員との FD 研修会の企画及び授業評価アンケートの実施等を行い、授業改善に努めている。

本年度の事業は以下のとおりである。

事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者数	参加者数
① 第 1 回学内 FD・SD 研修会	・リモートワークにおける現状・課題について ・Slack の利用について	R2. 9/4	大教室	8 名	30 名
② 第 1 回合同 FD 研修会（前期）	・教学課からの諸連絡 ・学生アンケート調査結果 ・Google Classroom の導入 ・Google Classroom の事例	R2. 9/15	大教室	8 名	48 名
③ 第 1 回 Google Classroom 講習会	・Google Classroom の開設 ・遠隔課題の提出方法 ・遠隔課題の回収・連絡	R2. 9/24	大教室	8 名	7 名
④ 第 2 回 Google Classroom 講習会	上記に同じ	R2. 9/26	大教室	4 名	4 名
⑤ 第 2 回学内 FD 研修会	・ティーチングポートフォリオの導入について（概説） ・TP 作成シート（解説） ・TP 実施要領案（解説）	R3. 3/4	大教室	3 名	21 名

⑥ 第2回合同FD 研修会（後期）	・遠隔授業実践の紹介 ・ワークショップ（4種類）	R3. 3/17	大教室 PC教室 他	8名	51名
⑦ 第2回合同FD 研修会（追加）	上記に同じ	R3. 3/20	大教室	4名	8名

(10)専任教員は学習成果を向上させるために、両学科及び教学課と連携して、学習成果の向上を図っている。教学委員会では教学部長を委員長として、両学科の学科長、各学科から教員が1名ずつ、教学課職員が構成員となっている。同委員会ではカリキュラムツリーやカリキュラムマップに関することや履修指導等を審議し、学習成果の向上に向けて努力している。

そのほか、学生支援委員会は教学部長、各学科から選出された1名、教学課長等で構成されており、主として奨学援助の面から、学習成果の向上に向けて学生の学習活動を経済的にサポートしている。国際・国内交流委員会は主としてハワイの短期研修についての企画及び運営を行っている。専任教員は同委員会と連携し、研修前の事前指導や現地での引率、事後指導などを行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施できなかった。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

(1)令和2年4月1日付けで高等教育の変化や時代のニーズ及び多様化に対応していくために組織規模を踏まえ、有期的・機能的に業務が推進できるよう事務組織を見直し、学校法人嘉数女子学園事務組織規程及び事務分掌規程を改めるとともに、事務組織の責任体制を明確にした。

令和2年の事務組織の改編は次のとおりである。

- ① 「ALO（認証評価連絡責任者）」を理事長、学長、常務理事の下に組織的に位置づけ

た。

② 教務部と学生支援部を統合し、一体的な学生サポート体制を構築し学生の満足度を上げるために「教学部」を設置した。

③ 図書館、教育実践研究支援センター及び子育て・とも育ち支援室の三つの機能を統合し、「教育研究部」を設置した。三つの機能を特化させることにより、教育と研究の特色を更に深めるとともに、地域支援を強化した。

④ 本学と社会（地域産業等）との連携事業を強化していくため「学社連携部」を設置した。

⑤ 課の改編として、総務企画課の広報部門と教務課の入試部門を一体的に行い、安定的な学生確保をしていくため「入試広報課」を設置した。

⑥ 教務課と学生支援課を統合し、入学前から卒業に至るまでの学生サポートを強化するため「教学課」を設置した。

⑦ その他、組織の改編と合わせて、教員と事務職員で構成する各種委員会の改編や整理・統合も行い、業務の効率化も図った。

また、事務組織の責任体制については、学校法人嘉数女子学園事務組織規程に基づいて、職制、職務を明確にしている。

(2)事務職員は、その専門的職能を活用し、学生の学修・キャリア支援、入試広報等専門的な知識をもって大学の管理運営に当たっている。高等教育を取り囲む環境が急速に変化している中で競争的補助金の獲得を目指して設置した学社連携部では、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間にわたり私立大学等改革総合支援事業の採択を獲得している。また、教学部教学課には、CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）、図書館には、図書館司書、保健室には看護師の専門職を配置している。

(3)毎月 1 回定例で事務職員連絡会議及び課長会議を行い、情報の共有化を図り協力体制を構築している。また、重要課題等があれば随時課長会議や関係者会議を開き対応するとともに、職員の業務状況を把握し、能力や適正を十分に発揮できる環境を整えている。

(4)事務関係規程については、以下のとおり整備している。

「学校法人嘉数女子学園事務組織及び事務分掌規程」

「学校法人嘉数女子学園文書取扱規程」

「学校法人嘉数女子学園文書保存規程」

「学校法人嘉数女子学園公印取扱規程」

「学校法人嘉数女子学園経理規程」

「学校法人嘉数女子学園経理規程細則」

「資産管理規程」

「物品管理規程」

「沖縄女子短期大学施設使用要領」

(5)事務室は、学生対応のためカウンターを設置し、1階ワンフロアには、総務企画課、教学課、入試広報課を集約し、2階には、図書館、教育実践研究支援センターを配置している。小規模組織であることから有期的・機能的に業務の連携・協力体制を取るとともに、それぞれの部署には人数及び業務に必要な情報機器、備品が適切に設置されている。

(6)令和2年4月の組織改編に伴い、各種委員会等も見直しを行い、FD委員会規程とSD委員会規程を統合し、「沖縄女子短期大学FD・SD委員会」規程を整備し、FD及びSD研修を適切に実施している。

また、大学コンソーシアム沖縄共催の研修、姉妹校である岐阜女子大学との共同開催による研修会も実施し、資質・能力向上をはじめ、教育研究活動等の活性化に取り組んでいる。

(7)事務部門業務の進捗把握と情報共有を図るため、定例で月1回事務職員連絡会議及び課長会議を実施している。また必要に応じて適宜、課長会を開き、協議をとおして適切な対応を行っている。

事務局長及び課長は、日常業務をとおして見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善に努めている。

(8)事務職員と教員や関係部署との連携がスムーズに図られるよう学内ネットワークの活用も行っている。具体的には、業務に係るコミュニケーション方法を統一し、共通認識・情報共有の促進と業務効率の改善をはかる目的でビジネスチャットツール「Slack」を導入しており、教職員間の連携及び各種委員会等の情報共有が迅速にできている。

また事務職員は、教学委員会、学生支援委員会、入試広報委員会をはじめとする各種委員会の構成員として参画しており、学生の学修支援、学生生活、キャリア形成・就職指導など、入口（入学）から出口（卒業）までのトータルサポートを行い、学習成果の獲得向上のために関係部署や教員と連携している。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

(1)教職員の就業に関する諸規程については、学校法人嘉数女子学園の「就業規則」

「育児・介護休業等に関する規程」等の労務管理の他、「職員給与規程」「職員再雇用規程」等を整備している。

(2)教職員の就業に関する諸規程は事務局に備え付けられており、各部署には規程集が配布され周知している。また、学園共通のWeb上でグループに掲載しており、教職員がいつでも閲覧できるようになっている。

(3)教職員の就業については就業規則に基づいて、教育職員は同規則第35条の「専門業務型裁量労働制」に基づいて、事務職員は同規則第28条の「勤務時間及び休憩時間」の定めに基づいて適正に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

「教学マネジメント」（選ばれる大学）の方向性を確立し、具体化・実践化に努めるため教員の専門的領域の拡大を図る。

令和2年4月に行った組織改編後の業務遂行の実績を振り返り、改善を図っていききたい。

労働時間把握の義務化への対応として、事務職員については、令和2年11月からタイムカードを導入した。教員については、令和3年1月から「専門業務型裁量労働制」を導入した。教員の裁量によって、自己の勤怠管理、研究時間の確保などがなされることから、特定の教員に業務が偏らないよう業務の均衡化を図っていききたい。

また、人材の中長期的な視点からは、マネジメントのできる管理者層の育成も図っていききたい。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教職員の勤務形態をテレワークや時間差出勤等変則勤務形態を実施した。

コロナ禍においてスタートしたFD・SD委員会では、遠隔授業が初めて導入された前期の授業を総括し、成果と課題を検証した後、後期授業に向けた遠隔授業の改善点に焦点を当てた合同FD研修会を同年9月に開催した。具体的にはLMS（学習管理システム）プラットフォームとしてのGoogle Classroomの導入を中心に研修を実施するとともに、前期の授業評価アンケートに示された学生の学習上の躓きや授業に対する要望等を踏まえ、本学独自の遠隔授業におけるルール（通称：7ルール）を策定し、後期授業から同ルールを適用するなどの授業改善を図った。

その他、遠隔授業に有効とされる様々なICTツールの利活用について、合同FD講習会を2回追加するなど、FD活動の充実を図ったほか、専任教員向けの学内FD研修では、大学教育の質保証が求められるなか、教員個々の教育活動の可視化及び自己点検・評価を図るためのティーチング・ポートフォリオの導入をテーマに実施した。なお、令和2年度のFD・SD委員会主催による活動実績については、「2020（令和2）年度FD・

(4)障がい者の対応としては、校地内には点字ブロック、運動場への移動はスロープが整備されている。校舎内では、バリアフリー対応となっており多目的トイレが1階、2階、4階に整備され、校舎の移動はエレベーターや車椅子リフトの利用が可能となっている。

また、校舎と体育館は渡り廊下で繋がっており雨に濡れずに移動が可能であり、沖縄県からは「福祉のまちづくり条例適合」の認定を受けている。

(5)教育課程編成・実施の方針に基づいて、大教室、茶室、中教室、小教室、視聴覚室、学びの部屋、自習室、理科室、プレイルーム、調理実習室、演習室、パソコン教室、ピアノ教室、ピアノレッスン室を整備している。

なお、総合ビジネス学科は建学の精神を具現化するための科目として、専門教育科目の必修科目に「茶道」を設置しており、茶室で茶道の授業を行っている。茶道で学んだ成果は大学祭等で披露されている。

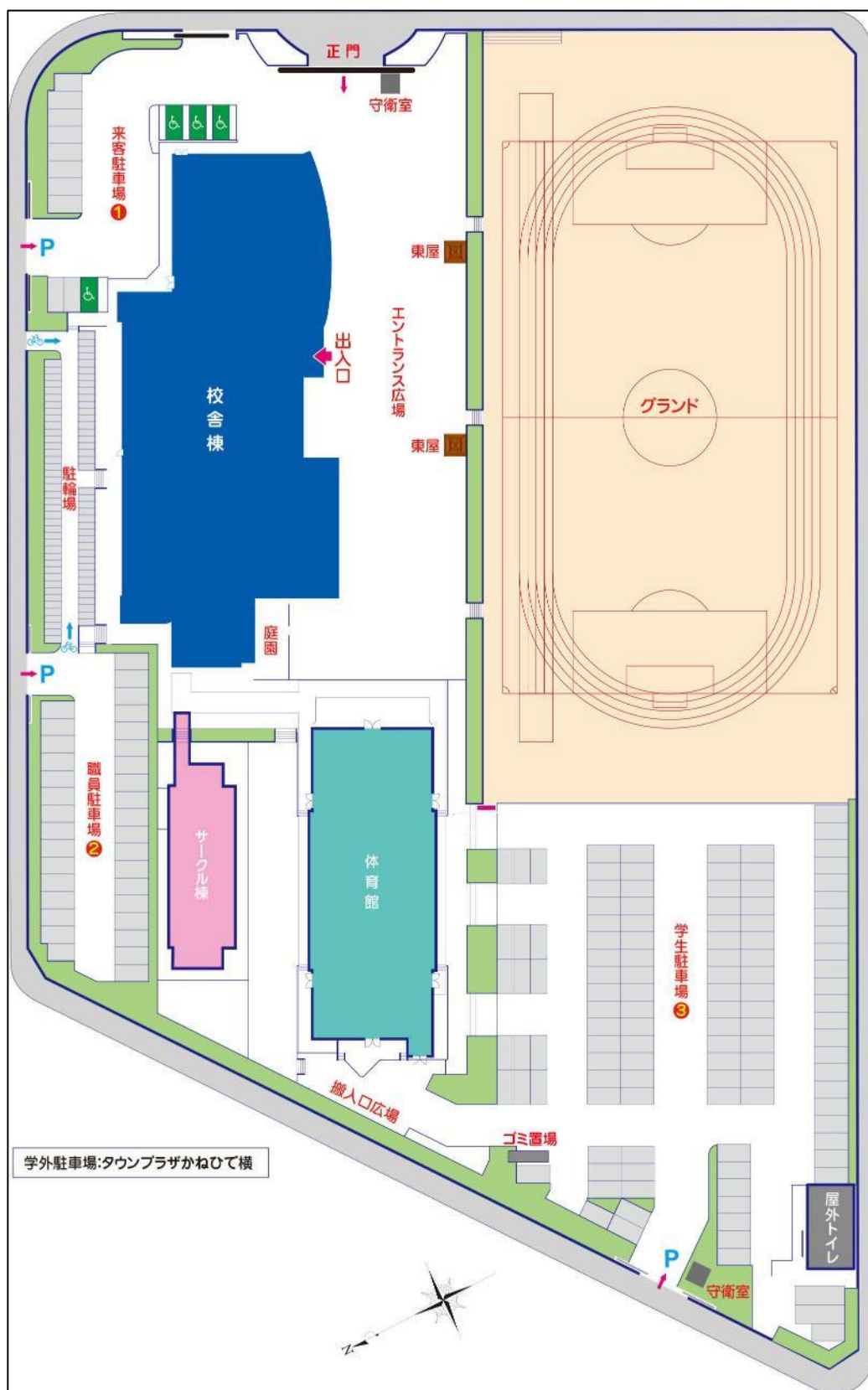
(6)通信による教育は行っていない。

(7)講義室（小教室2室、調理室を除く）にはノートパソコンやタブレットパソコンが接続可能な情報端末が設置されており、授業等で積極的に活用されている。また校舎棟内には無線LANが整備されており、学生用のWi-Fi回線と教員専用のWi-Fi回線が整備されている。

コンピュータ教室では授業支援システムが導入されており、教員用のパソコンの画面を学生用パソコンに一斉に配信でき、各種アンケートの実施も可能である。その他、小教室用にタブレットパソコンが26台整備されている。

沖縄女子短期大学

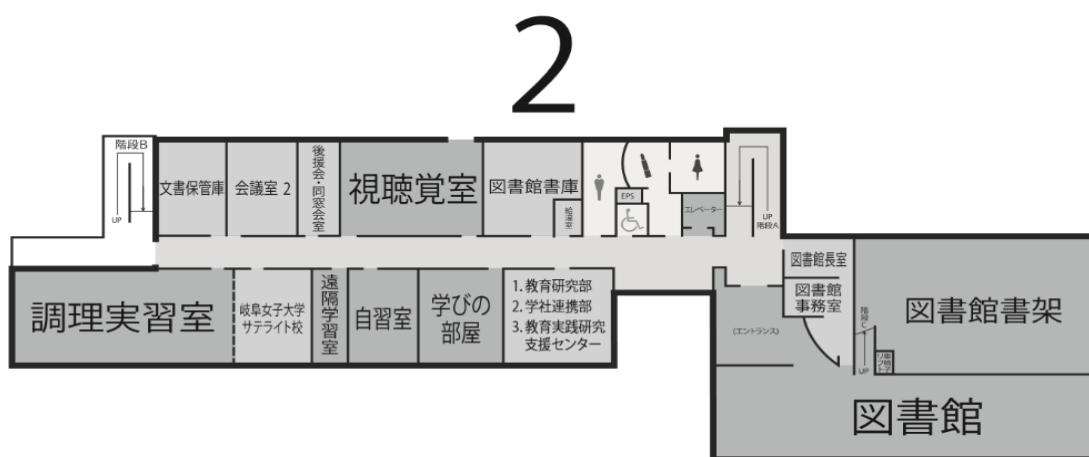
キャンパスの配置図を示す。



校舎棟の配置図を示す。



事務室 / 大教室 / 茶道室 / 常務理事室 / 面会室 1・2 / 保健室 / 学生相談室
就職相談室 / 学食ラウンジ / パウダールーム / 多目的トイレ



教育実践研究支援センター / 学びの部屋 / 自習室 / 遠隔学習室
岐阜女子大学サテライト校 / 調理実習室 / 後援会・同窓会室
視聴覚教室 / 図書館 / パウダールーム / 多目的トイレ

3



演習室 / プレイルーム / 理科室 / 教室 301 ～ 305
パウダールーム / 交流広場

4



教室 401 ～ 406 / パウダールーム / 多目的トイレ / テラス

5



研究室 1 ～ 23 / 文書保管庫

6



音楽教室 / 教室 601 / ピアノレッスン室 PL603 PL602
パソコン教室 PC604 PC605

【教室について】

総合ビジネス学科、児童教育学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、大教室、茶室、中教室、小教室、視聴覚室、学びの部屋、自習室、理科室、プレイルーム、調理実習室、演習室、パソコン教室、ピアノ教室、ピアノレッスン室を整備している。

なお、総合ビジネス学科は建学の精神を具現化するための科目として、専門教育科目の必修科目に「茶道」を設置しており、茶室で茶道の授業を行っている。茶道で学んだ学習成果は大学祭等で披露されている。

講義室（小教室 2 室、調理室を除く）にはノートパソコンやタブレットパソコンが接続可能な情報端末が設置されており、授業等で積極的に活用されている。また、校舎棟内には無線 LAN が整備されており、学生用の Wi-Fi 回線と教員専用の Wi-Fi 回線が準備されている。

コンピュータ教室では授業支援システムが導入されており、教員用のパソコンの画面を学生用パソコンに一斉配信でき、簡単なアンケートの実施も可能である。その他、小教室用にタブレットパソコンが26台整備されている。

なお、本学は通信による教育は行っていない。

(8)本館2階に設置された図書館は、面積676.36㎡の二層式構造となっており、短期大学設置基準第28条を充足している。また、バリアフリー対応として、館内に車椅子専用リフト一基を有している。図書館内には収容定員の10%以上の座席数が確保されており、図書館内で1クラス程度の講義ができるようになっている。

(9)①図書館の蔵書数は、85,786 冊に上り、その内、洋書 670 冊、電子書籍 20 冊、マルチメディアデジタイズ図書 6 冊、学術雑誌 278 種（その内紀要 247 種）、AV 資料 635 点を所蔵している。

また、座席数 96 席は、短期大学設置基準第 29 条第 1-5 項を充足しており、学生は授業の一環としてグループ学習の目的で利用しているほか、課題・レポート等の作成及び資格検定試験に向けた個別学習として有効利用している。

図書館は、他大学図書館とのネットワークを通じて、図書の相互貸借、文献複写サービス等を行っており、相互活用を図っている。

購入図書選定については、「沖縄女子短期大学図書館委員会規程第 2 条第 4 号」に基づき、原則として毎月開催される図書館委員会の議を経て、バランスのとれた図書選定に努め、計画的に購入を決定している。また、学生及び教職員からのリクエストも常時受け付けるなど、購入図書選定システムを確立している。

一方、資料の除却については、「沖縄女子短期大学図書館資料除籍規程及び除籍に関する細則」に基づき、購入図書選定と同様、適切に処理されており、廃棄システムを確立している。

②本学が設置する総合ビジネス学科及び児童教育学科、それぞれの専門分野に関連した図書の整備を積極的に行っているほか、各授業のシラバスに掲載されている参考図書を中心に図書を収集するなど、学生の学習向上へ向けた図書の充実を図っている。例えば、総合ビジネス学科に関しては、一般ビジネス系の図書のほか、ビジネス心理学

系や観光系といった同学科が有するビジネス心理コース及び観光ホスピタリティコースにそれぞれ関連した図書を多く所蔵している。また、児童教育学科では、初等教育・幼児教育関連図書のほか、保育、教育心理学、福祉関連の図書を積極的に整備し、それぞれ初等教育コース、心理教育・福祉教育コースの学生のニーズに対応している。特に8,348冊を超える国内外の絵本作品をはじめ、エプロンシアター、パネルシアター、紙芝居といった特徴的な児童文化財の所蔵は、本学図書館の特色を成すものとなっており、本学の学生だけでなく、本学を卒業して保育士や幼稚園教諭として現場で活躍する大学関係者やその他、一般利用者にも広く活用されるなど、本学の地域貢献に寄与している。更に、研究資料として沖縄県各市町村が出版している小学校社会科副読本及び民話資料を積極的に収集しており、令和2年度は、41市町村に関連資料の有無について調査を行った。結果、副読本は16冊、民話は17冊受け入れた。現在所蔵する資料の冊数は、延べ、副読本89冊、民話が374冊で、授業等でも活用されているほか、地域社会に利用されている。

(10) 体育館の面積は810㎡あり適切である。体育館の設備は、舞台、アリーナ、男女トイレ、男女シャワー室が完備され、入学式や各種行事で活用されている。アリーナは、バスケットボール、バレーボール、フットサル、バドミントンに対応できるようになっており、体育の授業及び課外活動に活用できるよう適切な面積となっている。体育館の隣にはサークル棟が設置されている。

また、体育館は地域貢献の一環として、近隣の保育園への貸し出しも行っているが、本年度は新型コロナウイルス感染拡大により実績なし。

(11) オンライン授業に関しては、新型コロナウイルスの影響による休講の際に、自宅にインターネット接続環境のない学生に向けて、貸出用パソコンの整備及び感染対策を図りつつ学内で学習可能な環境を設置した。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程、財務諸規程を含めた整備状況については、資産管理規程、経理規程、経理規程細則、資産管理規程を整備している。

(2) 施設設備と物品について諸規程に基づいて、施設設備及び物品の維持管理を適切に行っている。また、電気、消防設備、コンピュータ等の保守は、専門業者に委託し、定期的な点検と緊急時の対応を行っている。また建物全体の清掃業務は外部の専門業者に委託している。

(3) 火災・地震対策、防犯対策として、危機管理規程、消防計画規程の整備、自衛消防隊組織、予防管理組織を編成してある。

(4) 火災・地震対策、防災対策の一環で、毎年、与那原町及び地域住民と合同で地震・津波の避難訓練を実施している。本年度は新型コロナウイルス感染防止のためシェイクアウト訓練（身体防護訓練）のみ実施し避難訓練は実施しなかった。また、緊急時連絡体制として、教職員間は緊急時連絡網を整備しているほか教職員及び学生全員へ速やかに周知できるようにしている。

防犯については、警備会社から派遣された警備員が24時間常駐しているほか、防犯カメラを設置して、セキュリティ強化に努めている。

さらに、本学は学生の自動車通学が多いため、教学課が中心となり、通学の際の交通マナーの啓発活動を行っている。

(5) コンピュータシステムへのセキュリティ対策として、学外のインターネットと学内LANを接続する部分へファイヤーウォールを設置し、学外からの不正なアクセスや学内からの特定の危険なウェブサイトへのアクセスを遮断している。

また、学内で管理する全てのパソコンへウイルス対策ソフトを導入しており、ウイルス感染及び拡散を防止している。

学内 LAN については、VLAN を使って教育系（教員、学生、教室パソコン等）及び事務系（事務職員）のネットワークに分け、更に、ユーザーのアクセス権限にて、各資源へのアクセス可否を制御することでネットワーク全体のセキュリティを保っている。特に、事務職員用パソコンについては扱うデータの重要度が高いことから、仮想サーバーによるシンクライアントシステムを導入し、各自のパソコン内には、ファイルサーバー以外へのデータ保存及び、USB メモリ等によるデータの持ち出しもできない仕組みとなっている。これら対策により、外部へのデータ流出及び、外部からのウイルス感染を防いでいる。

外部業者にネットワークの構築と保守を委託し、情報化推進室の担当職員で日常の運用を行っている。

(6) 省エネおよび地球環境保全対策については、新校舎のコンセプトの一つに、エコキャンパスをうたっており、省エネルギー・省資源対策に取り組んでいる。

館内に設置する空調設備は、事務局にて各空調機器を集中コントロールすることができる最新の省エネタイプを導入することで、設定温度、電気の消し忘れ等を注意喚起している。また、電灯には全て LED 照明を採用するとともに、校舎棟及び体育館の屋上へ太陽光発電システムを設置し、自家発電された電力を全て構内の電力消費に還流することで、僅かではあるが電力会社からの電力購入量を減らし、環境負荷低減に貢献している。

その他に、敷地内植栽等への散水には備蓄した雨水を利用することで、本県で特に貴重な水資源の節約に寄与している。

省エネルギー対策の一環として、授業終了後の空き教室でのエアコンと照明の電源をオフにするよう、学生マナーの向上に努めている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

立地が海岸に近いことから塩害の影響を受けるため、こまめなメンテナンスが課題となっている。

火災・地震対策としては、訓練時に移動経路を掲示し周知を図っているが、避難経路の周知徹底や災害時の行動マニュアルの作成が必要である。

令和2年度はコロナ禍による特例措置として無償で利用が可能となった電子書籍の情報を収集して学生及び教職員に情報提供を行ったが、特例措置はあくまでも一時的な救済であるため、今後は遠隔授業等でも利用できる電子書籍の充実を図る必要があるが、どのようなジャンルの電子書籍が遠隔授業に適しているのか、学生及び教職員の要望を把握できていないのが課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、パソコン教室ではアクリル板の設置、事務室では飛沫対策のためアクリル板やビニールで間仕切りをした。本館入り口、各教室や体育館等では体温測定、手・指消毒、室内の換気を徹底した。また、「新型コロナウイルス感染症」に対するガイドラインを策定しホームページでの学生への周知及び視覚へ訴えるため各教室、廊下、トイレ等へ張り出し注意喚起をした。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

(1) 各学科の教育課程編成・実施方針に基づいた授業を遂行するため、本学には、パソコン教室を 2 教室設置している。コンピュータ教室にはデスクトップ型パソコンを 2 教室合わせて 62 台、そのほかに、普通教室用として、タブレットパソコンを 26 台準備しており、計 88 台のパソコン等端末を設置して授業に対応している。各教室にはモノクロレーザープリンターとカラーレーザープリンターを設置し、授業で活用している。プロジェクターとスクリーンも常設しており、さらには授業支援システムである「e Watcher SRIV Jr.」を導入しており、教員のパソコン画面をスクリーンに投影するだけでなく、学生用のパソコンに一斉送信することができ、授業の利便性が向上している。

パソコンやプリンターの故障、ネットワークの管理等の専門的な支援については、情報化推進室が窓口となり、必要に応じて業者に対応してもらうなど、迅速に対応している。上記のパソコン教室及びサーバー、タブレットパソコンは定期的にメンテナンスを行い、維持管理に努めている。

また、科目に必要となるソフトウェアについては、情報化推進委員会にて意見収集し、選定及び導入をしている。

「パソコン室の整備状況」

設置場所	詳細
パソコン教室 PC604教室（6階）	デスクトップ型パソコン 33台 （学生用32台＋教員用1台）
パソコン教室 PC605教室（6階）	デスクトップ型パソコン 29台 （学生用28台＋教員用1台）
多目的用 （どの教室でも利用可能）	タブレット型パソコン 26台 （学生用+教員用の区別なし）

学生用コンピュータにインストールされている主なソフトウェアは次表の通りである。

ソフトウェア名	主な用途
Microsoft Office Professional2013 (Word、Excel、PowerPoint、Access、OneNoteほか)	文書作成、グラフ作成、各種計算、プレゼンテーション、データベース作成
ORCA	医療事務の授業においてレセプト（診療報酬）作成用
弥生会計16	会計ソフト
Dr.Web for Windows	ウイルス対策ソフト

この他にも画像処理や動画編集用として Adobe Creative Cloud(Illustrator、Photoshop 等)が 5 台インストールされている。

(2)各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、情報技術の向上に関する学生及び教職員を対象としたトレーニングについては、現段階では実施していないため、今後の課題である。

(3)パソコンをシンクライアント化したことにより、再起動をすることで授業用の初期設定へ戻る仕様となっており、学生の操作ミス、システムエラー、または万が一のウイルス感染等の不具合が出た場合、すみやかに授業用初期設定へ復旧をすることが可能となっている。一方、部品の故障等による不具合へは、予備用パソコン（2 台）を準備しておくことで、交換して復旧することを可能にしている。これに加えて、定期的な保守を外部業者へ委託し、パソコン教室の適切な状態保持に務めている。

(4)各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、コンピュータ専用のハードウェアを必要とする授業については専用の教室を利用している。時間割編成の段階で重複した場合は、時間割を調整することで技術的資源が公正に分配するよう常に見直し活用している。

(5)パソコン教室は月曜から金曜の 9 時から 21 時 40 分を授業・ゼミ等で利用しているほか、授業・ゼミ等以外の時間は自習用として学生に開放している。授業においては、学生 1 人につき 1 台を使用できるよう履修登録にて管理している。また、PC604 教室と PC605 教室は隣り合って配置されており、間の壁を移動することでより大きな教室（定員 60 名）として活用することが可能となっている。これにより、片方の教室で収まらない授業については、両方の教室をつなげた状態で利用するなど、フレキシブルな対応が可能となっている。

パソコン教室に設置されたパソコンへはシンクライアント化及び授業支援システムを導入しており、教員用パソコンより学生用パソコンを起動・終了でき、教員画面の学

生への転送や、学生の操作内容を閲覧・管理することができる。これにより、パソコン等の故障が増大傾向となっていた課題に対して、授業への支障を最小限に抑えることができる。

(6) 本学のネットワークシステムは、校舎棟 6 階サーバー室を基点として、外部インターネットに接続されており、そこから体育館、サークル棟と全館を結ぶ LAN を整備しており、研究室や教室等へ接続している。また、近年急速に増えつつあるタブレット、スマートフォン等の無線 LAN 接続機器へも対応するため、学内全域で利用できるような無線 LAN のアクセスポイントを整備している。これら学内 LAN については、VLAN 及びユーザーのアクセス権限にて、各資源へのアクセス可否を制御することでセキュリティを保っている。

教員は、授業の際には、PowerPoint などのプレゼンテーションソフトを活用し、視覚に訴えながらわかりやすく質の高い授業を提供するために努力している。また、一部の授業ではタブレットを学生に配布し、学生用のタブレットの画像をワイヤレスで接続してプロジェクターに投影することにより、グループの考えをクラス全体で共有することを行っている。

パソコン教室等に設置された機器及びシステムについては、5 年を目安に大幅な見直しを行っており、それ以外については両学科及び各部署から上がってくる要望を単年度ごとに精査・検討をし、設備の陳腐化を防いでいる。

(7) 本学には各学科の教育課程編成・実施方針に基づいた授業を遂行するため、パソコン教室だけでなく、一般教室、視聴覚室、演習室、プレイルーム、理科室、音楽教室でも映像音響機器を整備しており、プロジェクターからの資料投影等を利用できる。

主として授業の中で学生のコンピュータ技術の向上を図っている。総合ビジネス学科では、ワープロ・コンピュータⅠ、ワープロ・コンピュータⅡ、ビジネスコンピュータ・タイピング、データベース論、基礎統計学などの科目を設置し、児童教育学科では情報機器操作、教育機器演習を設置しており、これらの授業においてコンピュータスキルを向上させている。

(8) 本学では教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業を行うコンピュータ教室を 2 教室整備するとともに、タブレットパソコンが使える教室を整備している。なお、マルチメディア教室、CALL 教室等は設置していない。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

移転に伴い本学ではパソコン教室及び基幹ネットワークをリニューアルしたことにより、教育資源は良好となった。しかしながら、これらの教育資源を使いこなす側である、教職員の情報技術の向上が課題である。今後は FD・SD 活動を通して、情報技術の向上を図る。

また、平成 28 年度にリニューアルしたパソコンも 5 年を過ぎようとしている。その

ため、新たにパソコンの入れ替えが必要になる。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

本学では各学科の教育課程編成・実施方針に基づいた、情報技術を向上させる授業を提供している。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大による遠隔授業となり PC の整備（学生への貸出用）や操作方法等の対応に苦慮した。そのため教職員へ向けた PC スキルの向上を目的としたトレーニングを FD・SD 委員会が中心となり研修会を企画し実施した。

就職支援については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により分散登校や実習時期の変更等で就職関連活動が滞る中、就職意識の向上を目的としたキャリアセミナーや同窓会との共催による合同就職説明会、与那原町インターンシップを実施した。

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

(1)①資金収支については、平成 30 年度、令和元年度は私立大学等改革総合支援事業タイプ 2（平成 30 年度はタイプ 3）が採択され補助金増加で収入超過となったが、令和 2 年度は学生の減少による学納金減少により支出超過となった。

事業活動収支については、平成 30・令和元年・令和 2 年度の 3 年間にわたり均衡しており、正常に推移している。

②事業活動収支（経常収支差額）は、平成 30 年度、令和元年度は入学定員、収容定員を充足したが、令和 2 年度は入学定員増を行なったが定員未充足となった。（88.5%）しかし、私立大学等改革総合支援事業タイプ 2（平成 30 年度はタイプ 3）が採択され補助金の増加、賃借料（学生駐車場）や新型コロナウイルス拡大による経費の減少等により収入超過の状態を維持している。

③貸借対照表の状況については、キャンパス移転により資産及び純資産も増加し健全に推移している。（前年度対比、令和元年度 54,487 千円、令和 2 年度 25,419 千円増加）

④本学の事業活動収支における経常収支の黒字幅は過去 3 年間 3%～8%で推移し均衡している。本法人は短期大学以外の学校は設置してないため、法人全体に占める割合は、ほぼ同額である。

⑤本学の財政状態は、上述したとおり堅調であり存続可能である。学校法人全体としても第三次経営計画に基づく財政運営の適切な執行に努め、本学の存続を可能とする財政は維持している。

⑥退職給与引当金は、期末要支給額の 100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

⑦資産運用規程についての規程は、「学校法人嘉数女子学園資産運用規程」で定められており、安全確実な運用を行っている。

⑧本学は過去 3 年にわたり、教育研究経費の経常収入に占める割合が 20%を超えている。平成 30 年度は 27.3%、令和元年度 29.6%、令和 2 年度 37.6%である。

⑨過去 3 年における教育研究用の施設設備および学習資源（図書等）は、必要額を計上

しており、令和 2 年度も資金配分は適切である。

⑩公認会計士の監査意見に対しては、総務企画課財務担当が窓口となり組織的に適切な対応をしている。

⑪寄付金の募集は、趣意書等でその寄付金の趣旨を明示し、評議員会、理事会での承認を得た上、適切に行なっている。学校債の発行はない。

⑫入学定員充足率は平成 30 年度 116.5%、令和元年度 107.2%、令和 2 年度 88.5%となっており、収容定員充足率は、平成 30 年度 112.5%、令和元年度 113.4%、令和 2 年度 98.0%となり、令和 2 年度は未充足となった。

⑬収容定員充足率は平成 30 年度 112.5%、令和元年度 113.4%、令和 2 年度は 98.0%と未充足となったが、それに見合う教育環境の充実、経費節減等を図って堅実な運営に努めて財務体質を維持している。

(2)①平成 30（2018）年～令和 4（2022）年（5 ヶ年）の第三次経営計画に基づき単年度の予算方針に沿う事業計画及び予算編成を行なっている。毎年 11 月頃各部署からの予算要求、ヒアリングを行い、事業計画に基づいた予算編成を総務企画課で集約し、各部署の予算責任者で構成員される予算委員会を経て、毎会計年度開始前（3 月）の評議員会、理事会において決定している。

②事業計画と予算は、各担当部署と協議、連携して作成、予算委員会を経て、評議員会、理事会での審議決定後、総務企画課から予算の通知があり速やかに関係部署に指示している。

③各部署において年度当初予算を踏まえて予算執行規程に基づき適正に執行している。月次予算執行状況を経理責任者及び統括責任者（理事長）に毎月報告し実績の推移と内容を把握している。

④日常の出納業務は、会計担当者が学校法人会計基準に則円滑に処理し、経理責任者である事務局長が総括している。また、事務局長が出納帳及び現金残高を確認し円滑かつ適正に処理しており、重要な案件については理事長にも報告している。

⑤資産については、資産管理規程及び物品管理規程に基づき、固定資産台帳（財産目録）を作成し管理している。資金は、有高、通帳、残高確認を行い、現金出納簿に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥事務局長（経理責任者）は、予算対比の月次資料（試算表・資金収支計算書・事業活動収支計算書等）前年度対比の月次資料（現金預金明細表・事業活動収支計算書等）を

作成し、統括責任者（理事長）へ予算執行状況を毎月報告している。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

(1) 戦後沖縄における高等教育の社会的必要性から設立され、設立当初は、女子教育が中心だったが、今日では、男女共学での教育活動を展開し多くの卒業生は県内外で活躍している。

第三次経営計画には、「安定的な経営状態を維持及び向上を目指す」こと及び『『新生沖女』としての諸改革に取り組み、充実発展を通して存在意義を高め地域貢献の役割を果たしていく』ことが示されている。

本学の経営課題は、志願者数の安定的確保をどのように図るかである。従って本年度の経営の基本スタンスは「Ⅰ 経営基盤の安定化すなわち学生数の安定確保」「Ⅱ 教学マネジメントの特色化すなわち選ばれる大学づくり」をすること。「選ぶ大学」から「選ばれる大学」への変容を基本スタンスにして教学マネジメントを推進することが課題となる。

従って、二大重点方針を基本として 8 本のストラトジー（経営戦略）をもって対応を図っていくことが必須である。

(2) 本学の魅力（強み）は「1. アットホームな学風 2. 多くの卒業生の輩出と人材育成 3. 進路選択の幅広さ 4. 幅広い授業 5. 認定絵本土の養成」等々であり、弱さの外的環境変化（18歳人口の減少、高等教育無償化制度、専門学校数の増加）内的環境変化（学生数の安定的確保、収益率の向上等）を分析する。

「魅力ある大学づくり」を目指すため重点戦略項目5(タクティクス5)として 1. 沖女の魅力の広報に徹する 2. 学生の伸長を明言し実践化に徹する 3. 指定校・学校長推薦の効果性をはかる 4. 進路進学就職の良さの案内に徹する 5. 志願者数目標確保の効果的実践に徹する。

私立短期大学の全国的傾向を踏まえ「魅力ある大学づくり」をキャッチコピーにして本学志願者数の確かな増加を目標にして全教職員が不退転の決意をもって実践に徹することにする。

(3) ①第三次経営計画（平成30（2018）年～令和4（2022）年）において学生募集対策を行なうことと、それに伴う整合性の取れた学納金計画を明確に策定している。

②教職員の人事計画は、経営計画を踏まえ行なっている。専任教員については、常勤及び特別任用で採用し、教育研究上の業績や本学への貢献度年齢構成など多角的観点から検討し採用している。

事務職員は、年齢構成、能力に応じた適材適所の配置、再雇用制度の活用等、効率的かつ適切な人事を行なっている。

③施設設備はキャンパス移転に伴い、教育機器や情報ネットワークを刷新し、改善した。将来計画については、定期的なメンテナンスと保守・管理、学生用パソコンや事務関連のソフトの入替を行なう。

④（イ）教育・研究の振興を図るための特別補助金のうち私立大学等改革総合支援事業は、4年連続（平成29年度～令和2年度）で採択されている。

（ロ）沖縄県の産業界をITで支える人材を育成する事業「未来のIT人材育成創造事業」を受託した。

（ハ）学生の経済的支援として本学独自の「沖縄女子短期大学修学支援基金」（沖女ファンド）を設立した。

教員による科学研究費助成金も継続して採択されている。既存の事業を維持しつつ新規事業にも着手する。

本学は遊休資産がないため、遊休資産処分の計画は無い。

(4) 令和2年度の入学定員充足率は88.5%、収容定員充足率は98.0%となり定員が未充足となった。

しかし、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を配置し適正な人件費を確保するとともに、各学科の教育研究の充実に必要な施設設備等の配分を行な

っており、適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスはとれている。

(5)経営情報については、教職員全体会議を実施し、共通理解・認識を図るとともに、学園のホームページで財務諸表を公開しているなど、経営情報と危機意識の共有が図られている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

キャンパス移転に際し、施設を含めた整備費用は、金融機関から借入で行なった。借入返済額は、元金・利息を含め、年間約 98,000 千円となる。

第三次経営計画では、借入返済額を組み入れた資金計画となっている。滞りなく返済するためには、学生定員の充足、国庫補助金や寄付金の収入増を図りながら経費削減を実施する。経常収支差額が収入超過（黒字）を維持できるよう学生募集対策に教職員一丸となって取組み、健全なる安定的経営を目指していく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

(1)入学定員増の認可

経営健全化のため入学定員増を図った。

総合ビジネス学科 60 人 → 70 人 児童教育学科 170 人 → 200 人
短大全体 230 人 → 270 人 (40 人増加)

(2)学生募集対策の一環として、2022（令和 4）年度入学者選抜の変更を行う。

- i) 男子学生の受入人数の制限を解除する。
- ii) 学校推薦型選抜について、男子も出願可能とし出願要件となる評定平均値を変更する。
- iii) 総合型選抜について、一次審査を廃止し、児童教育学科においてエントリーシート等の出願書類を軽減する。
- iv) 一般選抜の募集人員割について、学校推薦型選抜にまでの募集状況に応じ、見直し（追加）をする場合がある。
- v) 社会人特別選抜について、試験機会を増やし（3 回から 4 回）、所属先からの推薦、本学卒業生又は在学生からの推薦を受けた兄弟姉妹について入学検定料を免除する。

(3)高等教育無償化への対応

文科省による、経済的理由から修学を断念することのないよう、経済的負担の軽減を図る「高等教育の修学支援制度」の認定機関となり授業料減免を実施した。

(4)「特例新型コロナウイルス修学支援給付金」の支給

新型コロナウイルス感染拡大によって休業、解雇、勤務縮小等による収入の減少、及び在宅授業等により経済的負担が増加していることに鑑み、本学独自の「特例新型コ

「新型コロナウイルス修学支援給付金」を創設し、学生全員に一律 3 万円を給付した。

(5) 学生駐車場の整備

本学は沖縄県東部に位置しバス運行の本数も少ないことから、現在借用している駐車場用地の土地賃貸借契約を解約し、キャンパス内に整備した。そのことによって①学生の通学利便性の向上、②学生の安全確保の改善、③経費支出の削減を行った。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

①教員の年齢構成のバランスの改善

前回との比較で、40 代の教員が 50 代の年齢構成にシフトし、全体として改善にいたっていない。長期的なスパンで年齢構成のバランスを改善していきたい。

前回の年齢構成

平成 28 年 5 月 1 日現在

学科	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代
総合ビジネス学科	0	0	4	1	2	0
児童教育学科	1	1	6	2	3	3
合計	1	1	10	3	5	3
構成率 (%)	4 %	4 %	44%	13%	22%	13%

今回の年齢構成

令和 2 年 5 月 1 日現在

学科	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代
総合ビジネス学科	0	0	2	3	1	1
児童教育学科	1	1	5	3	4	2
合計	1	1	7	6	5	3
構成率	4 %	4 %	30%	26%	21%	13%

②共同研究の活性化

実績がなく今後の課題である。

③保健師や学校医の活用

学力・心身に問題のある学生への対応は、キャンパス移転に伴い、保健室の中に学生相談室を設け、看護師と校医との連携を密にする他、月 1 回公認心理士との相談も実施している。

④委員会及び委員配置の整理統合

各種委員会の数が多かったことから、事務組織の改編とともに整理統合し合理化を図った。

⑤事務職員の年齢構成や適正な配置

事務職員は、平成 28 年、令和 2 年の比較では、同じように 30 代が 5 割を占め、次いで 40 代が 2 割余を占め、この両世代で約 7 割を占めている。

20 代、50 代の人材登用が課題であり、中長期的な採用計画において、改善を図っていききたい。

前回の年齢構成			平成 28 年 5 月 1 日現在			
区 分	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代
事務職員	2	8	3	2	1	—
構成率	12%	50%	19%	12%	6 %	—

今回の年齢構成			令和 2 年 5 月 1 日現在			
区 分	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代
事務職員	1	8	4	2	1	—
構成率	6 %	50%	25%	12%	6 %	—

⑥事務作業の効率化、大学職員としての改革

事務作業の効率化については限られた人員の中で、どう効率化を図るか、日々念頭におきながら職務遂行にあたっている。人事異動も定期的に行っている。

大学職員としての意識改革については、各種研修会及び大学コンソーシアム沖縄、沖縄県私立大学協会主催の研修会及び SD 委員会等各種委員会を通して積極的に参加し意識改革に取り組んでいる。

⑦教育活動収支の改善

キャンパス移転を機に、施設設備への投資による大幅な支出超過となったが、特別補助に係る私立大学等改革総合支援事業が採択されたことにより財務状況は改善している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

第三次経営計画を踏まえ、2 大重点方針である「経営基盤の安定化」（学生数の安定的確保）、「教学マネジメントの特色化」（選ばれる大学）の方向性を確立し 8 つの重点事項（経営戦略）（①高校との連携・接続 ②入試・広報活動の充実 ③学社連携の効果的な取組 ④沖女ネットワークの活用 ⑤教職員の専門性の特化 ⑥個を生かす授業実践 ⑦学科カリキュラムの工夫・改善 ⑧ I T 授業改善の試行）具体化・実践化

に努める。

遠隔授業等における電子書籍の利用状況等に関する他大学の情報を収集し、利用水準の高い電子書籍を調査するとともに、学生及び教職員への希望調査を行うなど、ニーズの実態把握に努める。一方で、電子書籍の整備については、学生及び教職員自身が電子書籍を利用した授業・自宅学習に対応できるのか、ICTスキルや学習環境（インターネット通信環境や電子書籍を閲覧するデバイスの有無等）の状況を把握し、費用対効果の視点からも検証していくことが必要となる。

令和2年度より新たに発足したFD・SD委員会に合わせた関連規程を見直し、必要に応じて規程を整備する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

(1)理事長は、以下に示すとおり、学園の運営全般にわたり適切なリーダーシップを発揮している。

① 学校法人嘉数女子学園は、その教育目的を「気品と社会人基礎力を備え、自ら学び続けることのできる人」「平和を志向し、地域創生へ参画することのできる人」「未来を見つめ、専門性の向上に努めることのできる人」を育てることとし、多くの人材を輩出し地域に根ざした教育を展開している。理事長は当学園の創立者が設立した建学の精神及び教育理念、教育目的・目標を理解した上で、教育改革の実践、高校との連携・接

続、地域連携の強化等に積極的に取組むなど、学園発展のために寄与している。

② 理事長は、学校法人嘉数女子学園寄附行為第 11 条に基づいて法人を代表し、業務を総理している。

③ 理事長は、学校法人嘉数女子学園寄附行為第 34 条の規定に基づき、毎会年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2)理事長は、学校法人嘉数女子学園寄附行為第 16 条の規定に基づき理事会を開催し、法人の最高意思決定機関として適切に運営している。

① 学校法人における最高意思決定機関は理事会であり学校法人嘉数女子学園寄附行為第 16 条第 2 項により、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

② 理事長は、学校法人嘉数女子学園寄附行為第 16 条第 3 項に基づき、各理事に対して理事会を招集し、同寄附行為第 16 条第 7 項に基づき理事長が議長を務めている。

③ 理事会は、自己点検・評価は社会的責任を果たす上で重要と認識しており、理事長と学長は、点検・評価による課題への対応のために相互に協力する態勢をとっている。

④ 理事会は、学園内外から選出された理事により情報の共有を図り、教育の質の向上と経営の健全化に努めている。

⑤理事会は、本法人の寄附行為第 3 条の「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、人格円満にして教養の高い社会人を養成し、もって文化の創造と社会の福祉に貢献しうる有意な人材を育成することを目的とする。」を理解しており、本学の教育特色、人材養成等について、適切な意見・提言がなされている。

また、理事会は、最高意思決定機関であり、法的な責任を負うことを認識している。

⑥理事会は、学校法人の運営、短期大学運営に関する必要な規程を整備している。

(3)理事は、私立学校法第 38 条及び本学園寄附行為第 6 条に基づき適切に構成されている。

①理事は、学校法人嘉数女子学園の建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識および見識を有している。

② 私立学校法第 38 条（役員の選任）の規定に基づき、学校法人嘉数女子学園寄附行

為第6条において理事の選任条項を定め、次のとおり選任している。

【学校法人嘉数女子学園寄附行為（抜粋）】

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) この法人の創立者、後継人又はその代理と認められる者 | 1人 |
| (2) この法人が設置する短期大学長の学長 | |
| (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 | 3人 |
| (4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 | 5人 |

③ 学校法人嘉数女子学園寄附行為第10条第2項において、学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用し規定している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

第三次経営計画には、「安定的な経営状態を維持及び向上を目指す」こと及び『『新生沖女』としての諸改革に取り組み、充実発展を通して存在意義を高め地域貢献の役割を果たしていく』ことが示されている。

本学の経営課題は、志願者数の安定的確保をどのように図るかである。従って学内経営の基本スタンスは「Ⅰ. 経営基盤の安定化すなわち学生数の安定確保」である。そして学生確保のためには、「Ⅱ. 教学マネジメントの特色化 すなわち選ばれる大学づくり」をすることである。「選ぶ大学」から「選ばれる大学」への変容を基本スタンスにして教学マネジメントを推進することが課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は先頭に立って下記の通り様々な改革を打ち出し経営基盤の安定化を図っている。

(1) 事務組織の改編

近年、私立大学をめぐる環境は急激に変化しており、高等教育の変化や時代のニーズ及び多様化に対応していくために、組織規模を踏まえ、有機的・機能的に業務が推進できるよう事務組織体制を見直した。

- i) 6部署（支援センター・室含む）を4部署に改編・統合
- ii) 新たに教育研究部、学社連携部を設置
- iii) ALOの組織的な位置付け

(2) 沖女しらゆり支援推進協議会との連携・協力に関する協定書の締結

本学学生の「学生支援に関する事業」を行うことを目的に、相互に連携・協力を包括的に強化し就職活動及び学生への教育の質の向上に向けて「沖女しらゆり支援推進協議会」と包括連携協定を締結した。

(3) 沖縄女子短期大学を核とした連携強化

沖女短大が地域に根ざした教育・研究事業を展開することで、地域の将来を担う学生を育成し、地域の教育力向上と地方創生の実現を図り、教育課程の特色を創出する。

- i) 研究活動（情報教育、身体活動、英語教育）
- ii) 教育事業（人材育成、就職支援、職場定着）
- iii) 協働活動（地域・卒業生・企業等が連携）

(4) 岐阜女子大学との姉妹校連携強化

- i) 幼稚園教諭一種免許上進講座
- ii) 教員免許状更新講習の連携
- iii) 図書館司書資格への参加連携

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で

審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

(1)①②学長は、本学の児童教育学科の教員として、教職課程（幼稚園教諭二種免許状・小学校教諭二種免許状）や保育士養成に携わり、本学の発展に尽力してきた。さらには、沖縄県の保育界との関係構築に精力的に取り組む、本学教員と学外との人脈づくりにおいて、教育・保育の「質の向上」という観点からも努めている。以上のことから、学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っており、また、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③学長は、平成 27(2015)年度に適用された建学の精神を学内に浸透させる方法の一つとして、入学式式辞や学生に出会う行事の場、奨学金授与式等においても「建学の精神」に触れ一人一人への周知に努めている。教職員に向けても、各種式の場や教授会等において「建学の精神」に触れ、教育研究への意識向上に努めている。

④⑤学長は、学生に対する懲戒の手続き等を定めており、学生便覧において「学則」を記載し学生への周知も行っている。また、教学の長として公務を司り、令和 3 年 1 月より開始した労務管理システム等も活用して所属職員を統督している。

⑥学長は、「沖縄女子短期大学学長選考規程」及び「沖縄女子短期大学学長選考細則」に基づき選考される。本学の学長選考は、専任教員及び課長以上の事務職員の投票による選考方法を見直し、平成 30(2018)年度からは理事会の権限強化を踏まえた選挙によらない学長選考に改めた。新たな選考方法は、「沖縄女子短期大学の望ましい学長像」の方針を踏まえ、理事（5 名）、教員（3 名）及び事務局長で構成された学長候補者選考委員会で、複数の学長候補者を多面的な視点から評価し、上位者を理事会で審議し、理事長が任命する選考方法に改めた。現学長は、この新たな選考方法による審査過程を経て就任している。

(2)①学長は、学則及び教授会規則に基づいて教授会を開催し、その内容を教授会において共有し、短期大学における教育研究上の審議機関として適切に運営している。

②③また、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知し、特に学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与等、重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定する姿勢を実行している。

④教授会は、教授会規程第3条第2項に基づき、原則として月1回開催している。

⑤教授会では、常に各学科及び各種委員会についての審議や活動報告が行われ、即して議事録の整備・保管が徹底されている。

⑥教授会は、学習成果及び3つの方針に対する認識を共有している。各学科や各種委員会等で協議・実践した報告等により、更に意見交換をする機会とし共有を重ねている

⑦学長の下に設置している教育上の委員会等を規程に基づいて設置し、各委員会からの意見を聴取し適切に運営している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

本学における課題と利点を整理しながら、本学に勤務する一人一人の教職員が活かされる職場づくり、活きた組織づくりに主眼を置いた「統督」と成すよう力を注ぎたい。

本県は、今年から突如押し寄せた未曾有の体験となったコロナウイルスとの戦いについて年間を通して深刻な地域であった。予測不可能な状況に対応するチーム力も同時に高めていく組織づくりは必須であると皆がそれを共有した年であったともいえる。新時代に対応する「カリキュラム」「授業づくり」に取り組むための教育研究の向上、時間の担保等に尽力し、教学委員会、FD・SD委員会の機能を中心に創り出していく。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

(1)(2)(3)監事は、業務及び財産の状況について適宜監査を行っており理事会及び評議員会に出席して、議案内容及び審議状況等を確認するとともに必要に応じ、意見具申を行なっている。

財産状況の監査については、主に決算書類、財産目録をもって実施し、監査において公認会計士とも連携して意見交換を行なっている。私立学校法第37条第3項の規定に従い、本学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後2月以内に理事会、評議員会に提出している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

(1)学校法人嘉数女子学園寄附行為第5条第1項において理事の総数は10人と規定している。評議員は同寄附行為第19条で21人と規定しており、理事の定数の2倍を超える評議員をもって組織している。

(2)評議員は私立学校法第42条及び寄附行為第21条の規定に基づき、次の諮問項目について理事長が評議員から意見聴取を行い、規定に従って運営している。

- i) 予算及び事業計画
- ii) 事業に関する中期的な計画
- iii) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- iv) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- v) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- vi) 寄附行為の変更
- vii) 合併
- viii) 目的たる事業の成功の不能による解散等
- ix) 寄附金品の募集に関する事項
- x) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

(1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、自己点検評価報告書をホームページで公表している。また、教育活動に係る次の事項も公表している。

- ・大学の教育研究上の目的及び上記施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針に関する事
- ・教育研究上の基本組織に関する事
- ・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
- ・入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
- ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
- ・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事
- ・校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- ・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- ・大学が行なう学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事

(2) 私立学校法第 63 条の 2 の規定に基づき、学校法人のホームページで財務情報を公開している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

大学の経営環境が厳しい中、本学の経営状況は適切かつ健全に運営されているが、全国的な少子化と専門学校の台頭等、短期大学への志願者減少が続いている。第三次経営計画が 2022 年（令和 4 年）度で終了することから第四次経営計画策定のため準備を進める。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

二大重点方針である「経営基盤の安定化」（学生数の安定的確保）、「教学マネジメントの特色化」（選ばれる大学）の方向性を確立し 8 つの重点事項（経営戦略）（①高校との連携・接続 ②入試・広報活動の充実 ③学社連携の効果的な取組 ④沖女ネットワークの活用 ⑤教職員の専門性の特化 ⑥個を生かす授業実践 ⑦学科カリキュラムの工夫・改善 ⑧ I T 授業改善の試行）の具体化・実践化に努める。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

i) 理事会、評議員会の活性化

平成 27 年（2015 年）の行動計画では、理事長及び学長のリーダーシップがより発揮できるようガバナンスの更なる強化を図っていく。そのためには、理事会・評議員会の活性化を図ること、学長と教授会の機能を明確化して機能させいくことが挙げられている。

このことを踏まえて、平成 30 年からスタートした第三次経営計画においても理事体制の強化として、理事長を日常的に補佐する常務理事の配置を記載しており、平成 30 年 5 月の理事会で、評議員も兼ねている理事が常務理事に選任されている。

また、学長は、学長と教授会の権限が明確化された平成 27 年改正の教授会規則に基づいて、教授会の意見を聴いてリーダーシップを発揮している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

経営の二大重点方針である「経営基盤の安定化」と「教学マネジメントの特色化」を具現化していくため組織が一体となって取り組んで行く。

また、第三次経営計画が 2022 年（令和 4 年）度で終了することから第四次経営計画策定のため準備を進める。